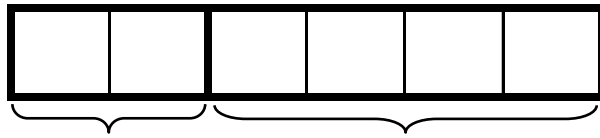


# 障害児施設給付費単位数サービスコード (平成21年10月施行版)

1	知的障害児施設給付費サービスコード表	…	1
2	第一種自閉症児施設給付費サービスコード表	…	5
3	第二種自閉症児施設給付費サービスコード表	…	6
4	知的障害児通園施設給付費サービスコード表	…	8
5	盲児施設給付費サービスコード表	…	10
6	ろうあ児施設給付費サービスコード表	…	15
7	難聴幼児通園施設給付費サービスコード表	…	20
8	肢体不自由児施設(入所)給付費サービスコード表	…	22
9	肢体不自由児施設(通所)給付費サービスコード表	…	23
10	肢体不自由児療護施設給付費サービスコード表	…	24
11	肢体不自由児通園施設給付費サービスコード表	…	26
12	指定医療機関(肢体不自由児)給付費サービスコード表	…	27
13	重症心身障害児施設給付費サービスコード表	…	28
14	指定医療機関(重症心身障害児)給付費サービスコード表	…	29

障害児施設給付費単位数サービスコードについて  
サービスコードの構成:



サービス種類コード      サービス項目コード

サービス種類・サービス種類コード:

サービス種類	サービス種類コード	サービス項目コード
知的障害児	11	サービス種類 毎に付番
第一種自閉症児	12	
第二種自閉症児	13	
知的障害児通園	21	
盲児	31	
ろうあ児	32	
難聴幼児通園	33	
肢体不自由児(入所)	41	
肢体不自由児(通所)	42	
肢体不自由児療護	43	
肢体不自由児通園	44	
医療機関(肢体不自由児)	45	
重心障害児	51	
医療機関(重心障害児)	52	

サービス内容略称:

障害児施設給付費単位数サービスコードの算定項目に対応した略称名称であり、最大30文字としている。  
算定項目を複数合成しているものについては、原則「・」の区切りをつけている。

留意事項:

- ・ 灰色 の網掛けは、平成21年10月より、サービスコードが追加及び変更になったもの
- ・ 黄色 の網掛けは、平成21年10月より、サービスコードの変更はないが、略称や算定項目等が変更になったもの

## 1 知的障害児施設給付サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位			
11 1111	知障児1単独	イ 指定 知的障害 児施設の 場合	(1)定員 5人以上 10人未満	(一)当該施設が単独施設 679 単位		679	1日につき		
11 1112	知障児1単独・地公体			地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	655			
11 1121	知障児2併設		(2)定員10人	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 452 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%		452	
11 1122	知障児2併設・地公体							× 96.5%	436
11 1123	知障児2本体			(二)当該施設が主たる施設 1,270 単位					1,270
11 1124	知障児2本体・地公体				地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%		1,226	
11 1125	知障児2単独			(三)当該施設が単独施設 679 単位					679
11 1126	知障児2単独・地公体				地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%		655	
11 1131	知障児3併設		(3)定員 11人以上 20人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 455 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%		455	
11 1132	知障児3併設・地公体							× 96.5%	439
11 1133	知障児3本体			(二)当該施設が主たる施設 862 単位					862
11 1134	知障児3本体・地公体				地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%		832	
11 1135	知障児3単独			(三)当該施設が単独施設 679 単位					679
11 1136	知障児3単独・地公体				地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%		655	
11 1141	知障児4		(4)定員21人以上30人以下					679	
11 1142	知障児4・地公体		679 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	655			
11 1151	知障児5		(5)定員31人以上40人以下					618	
11 1152	知障児5・地公体		618 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	596			
11 1161	知障児6		(6)定員41人以上50人以下					556	
11 1162	知障児6・地公体		556 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	537			
11 1171	知障児7		(7)定員51人以上60人以下					539	
11 1172	知障児7地公体	539 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	520				
11 1181	知障児8	(8)定員61人以上70人以下				521			
11 1182	知障児8・地公体	521 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	503				
11 1191	知障児9	(9)定員71人以上80人以下				503			
11 1192	知障児9・地公体	503 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	485				
11 1201	知障児10	(10)定員81人以上90人以下				485			
11 1202	知障児10・地公体	485 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	468				
11 1211	知障児11	(11)定員91人以上100人以下				466			
11 1212	知障児11・地公体	466 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	450				
11 1221	知障児12	(12)定員101人以上110人以下				464			
11 1222	知障児12・地公体	464 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	448				
11 1231	知障児13	(13)定員111人以上120人以下				463			
11 1232	知障児13・地公体	463 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	447				
11 1241	知障児14	(14)定員121人以上130人以下				461			
11 1242	知障児14・地公体	461 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	445				
11 1251	知障児15	(15)定員131人以上140人以下				459			
11 1252	知障児15・地公体	459 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	443				
11 1261	知障児16	(16)定員141人以上150人以下				457			
11 1262	知障児16・地公体	457 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	441				
11 1271	知障児17	(17)定員151人以上160人以下				453			
11 1272	知障児17・地公体	453 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	437				
11 1281	知障児18	(18)定員161人以上170人以下				450			
11 1282	知障児18・地公体	450 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	434				
11 1291	知障児19	(19)定員171人以上180人以下				447			
11 1292	知障児19・地公体	447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	431				
11 1301	知障児20	(20)定員181人以上190人以下				444			
11 1302	知障児20・地公体	444 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	428				
11 1311	知障児21	(21)定員191人以上				441			
11 1312	知障児21・地公体	441 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	426				
11 5520	知障児小規模加算1単独	児童指導 員又は 保育士を 配置して いる場合	(1)定員5人以上10人未満	(一)当該施設が単独施設 57 単位加算		57			
11 5521	知障児小規模加算2併設		(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 172 単位加算		172			
11 5522	知障児小規模加算2単独			(二)当該施設が単独施設 57 単位加算		57			
11 5523	知障児小規模加算3併設		(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 86 単位加算		86			
11 5524	知障児小規模加算3単独			(二)当該施設が単独施設 57 単位加算		57			
11 5525	知障児小規模加算4	(4)定員21人以上30人以下		57 単位加算		57			
11 5050	知障児職業指導員加算1単独	職業指導 員を配置 している 場合	(1)定員5人以上10人未満	(一)当該施設が単独施設 49 単位加算		49			
11 5051	知障児職業指導員加算2併設		(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 148 単位加算		148			
11 5052	知障児職業指導員加算2単独			(二)当該施設が単独施設 49 単位加算		49			
11 5053	知障児職業指導員加算3併設		(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 73 単位加算		73			
11 5054	知障児職業指導員加算3単独			(二)当該施設が単独施設 49 単位加算		49			
11 5055	知障児職業指導員加算4		(4)定員21人以上30人以下		49 単位加算		49		
11 5056	知障児職業指導員加算5		(5)定員31人以上40人以下		39 単位加算		39		
11 5057	知障児職業指導員加算6		(6)定員41人以上50人以下		29 単位加算		29		
11 5058	知障児職業指導員加算7		(7)定員51人以上60人以下		26 単位加算		26		
11 5059	知障児職業指導員加算8		(8)定員61人以上70人以下		23 単位加算		23		
11 5060	知障児職業指導員加算9		(9)定員71人以上80人以下		20 単位加算		20		
11 5061	知障児職業指導員加算10		(10)定員81人以上90人以下		17 単位加算		17		
11 5062	知障児職業指導員加算11		(11)定員91人以上100人以下		14 単位加算		14		
11 5063	知障児職業指導員加算12		(12)定員101人以上110人以下		13 単位加算		13		
11 5064	知障児職業指導員加算13		(13)定員111人以上120人以下		12 単位加算		12		
11 5065	知障児職業指導員加算14		(14)定員121人以上130人以下		11 単位加算		11		
11 5066	知障児職業指導員加算15		(15)定員131人以上140人以下		10 単位加算		10		
11 5067	知障児職業指導員加算16		(16)定員141人以上150人以下		9 単位加算		9		
11 5068	知障児職業指導員加算17		(17)定員151人以上160人以下		9 単位加算		9		
11 5069	知障児職業指導員加算18		(18)定員161人以上170人以下		9 単位加算		9		
11 5070	知障児職業指導員加算19		(19)定員171人以上180人以下		8 単位加算		8		
11 5071	知障児職業指導員加算20	(20)定員181人以上190人以下		8 単位加算		8			
11 5072	知障児職業指導員加算21	(21)定員191人以上		8 単位加算		8			

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
11	5100	知障児重度障害児加算Ⅰ	重度知的障害児支援加算	イ 重度知的障害児支援加算(Ⅰ)	165 単位加算	1日につき
11	5101	知障児重度障害児加算Ⅱ		ロ 重度知的障害児支援加算(Ⅱ)	198 単位加算	
11	5110	知障児重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算	
11	5120	知障児強度行動障害児特別支援加算1	強度行動障害児特別支援加算		781 単位加算	
11	5121	知障児強度行動障害児特別支援加算2		加算の算定を開始した日から起算して90日以内は+700単位	700 単位加算	
11	5400	知障児心理担当職員配置加算1	心理担当職員配置加算	(1)定員5人以上10人未満 (一)当施設が単独施設	102 単位加算	102
11	5401	知障児心理担当職員配置加算2		(2)定員10人	102 単位加算	102
11	5402	知障児心理担当職員配置加算3		(3)定員11人以上20人以下	51 単位加算	51
11	5403	知障児心理担当職員配置加算4		(4)定員21人以上30人以下	34 単位加算	34
11	5404	知障児心理担当職員配置加算5		(5)定員31人以上40人以下	26 単位加算	26
11	5405	知障児心理担当職員配置加算6		(6)定員41人以上50人以下	20 単位加算	20
11	5406	知障児心理担当職員配置加算7		(7)定員51人以上60人以下	17 単位加算	17
11	5407	知障児心理担当職員配置加算8		(8)定員61人以上70人以下	15 単位加算	15
11	5408	知障児心理担当職員配置加算9		(9)定員71人以上80人以下	13 単位加算	13
11	5409	知障児心理担当職員配置加算10		(10)定員81人以上90人以下	11 単位加算	11
11	5410	知障児心理担当職員配置加算11		(11)定員91人以上100人以下	10 単位加算	10
11	5411	知障児心理担当職員配置加算12		(12)定員101人以上110人以下	9 単位加算	9
11	5412	知障児心理担当職員配置加算13		(13)定員111人以上120人以下	9 単位加算	9
11	5413	知障児心理担当職員配置加算14		(14)定員121人以上130人以下	8 単位加算	8
11	5414	知障児心理担当職員配置加算15		(15)定員131人以上140人以下	7 単位加算	7
11	5415	知障児心理担当職員配置加算16		(16)定員141人以上150人以下	7 単位加算	7
11	5416	知障児心理担当職員配置加算17		(17)定員151人以上160人以下	6 単位加算	6
11	5417	知障児心理担当職員配置加算18		(18)定員161人以上170人以下	6 単位加算	6
11	5418	知障児心理担当職員配置加算19		(19)定員171人以上180人以下	6 単位加算	6
11	5419	知障児心理担当職員配置加算20		(20)定員181人以上190人以下	5 単位加算	5
11	5420	知障児心理担当職員配置加算21		(21)定員191人以上	5 単位加算	5
11	5440	知障看護師配置加算1	看護師配置加算	(1)定員5人以上10人未満 (一)当施設が単独施設	141 単位加算	141
11	5441	知障看護師配置加算2		(2)定員10人	141 単位加算	141
11	5442	知障看護師配置加算3		(3)定員11人以上20人以下	70 単位加算	70
11	5443	知障看護師配置加算4		(4)定員21人以上30人以下	47 単位加算	47
11	5444	知障看護師配置加算5		(5)定員31人以上40人以下	38 単位加算	38
11	5445	知障看護師配置加算6		(6)定員41人以上50人以下	28 単位加算	28
11	5446	知障看護師配置加算7		(7)定員51人以上60人以下	25 単位加算	25
11	5447	知障看護師配置加算8		(8)定員61人以上70人以下	23 単位加算	23
11	5448	知障看護師配置加算9		(9)定員71人以上80人以下	20 単位加算	20
11	5449	知障看護師配置加算10		(10)定員81人以上90人以下	17 単位加算	17
11	5450	知障看護師配置加算11		(11)定員91人以上100人以下	14 単位加算	14
11	5451	知障看護師配置加算12		(12)定員101人以上110人以下	13 単位加算	13
11	5452	知障看護師配置加算13		(13)定員111人以上120人以下	12 単位加算	12
11	5453	知障看護師配置加算14		(14)定員121人以上130人以下	11 単位加算	11
11	5454	知障看護師配置加算15		(15)定員131人以上140人以下	10 単位加算	10
11	5455	知障看護師配置加算16		(16)定員141人以上150人以下	9 単位加算	9
11	5456	知障看護師配置加算17		(17)定員151人以上160人以下	9 単位加算	9
11	5457	知障看護師配置加算18		(18)定員161人以上170人以下	8 単位加算	8
11	5458	知障看護師配置加算19		(19)定員171人以上180人以下	7 単位加算	7
11	5459	知障看護師配置加算20		(20)定員181人以上190人以下	7 単位加算	7
11	5460	知障看護師配置加算21		(21)定員191人以上	6 単位加算	6

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
11	5380	知障児入院外泊時加算1	入院・外泊時加算 (3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて算定)	イ 8日目まで	(1)定員60人以下	320 単位	320	1日につき
11	5381	知障児入院外泊時加算2			地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	309		
11	5382	知障児入院外泊時加算3			(5)定員61人以上90人以下	288 単位	288	
11	5383	知障児入院外泊時加算4			地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	278		
11	5384	知障児入院外泊時加算5			(6)定員91人以上	252 単位	252	
11	5385	知障児入院外泊時加算6			地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	243		
11	5386	知障児入院外泊時加算7		ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下	160 単位	160	
11	5387	知障児入院外泊時加算8			地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	154		
11	5388	知障児入院外泊時加算9			(5)定員61人以上90人以下	144 単位	144	
11	5389	知障児入院外泊時加算10			地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	139		
11	5390	知障児入院外泊時加算11			(6)定員91人以上	126 単位	126	
11	5391	知障児入院外泊時加算12			地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	122		
11	5020	知障児自活訓練加算 I	自活訓練加算	イ 自活訓練加算(I) (当該障害児1人につき180日を限度)	337 単位加算	337		
11	5021	知障児自活訓練加算 II		ロ 自活訓練加算(II) (当該障害児1人につき180日を限度)	448 単位加算	448		
11	5340	知障児入院時特別支援加算1	入院時特別支援加算	イ 12日を超える入院期間が4日未満	561 単位加算	561	月1回限度	
11	5341	知障児入院時特別支援加算2		ロ 12日を超える入院期間が4日以上	1,122 単位加算	1,122		
11	5392	知障児長期入院等支援加算1	長期入院等支援加算 (3月に限り、入院等の期間が12日を超える場合に所定単位数に代えて算定)	12日を超える場合	(1)定員60人以下	160 単位	160	1日につき
11	5393	知障児長期入院等支援加算2			地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	154		
11	5394	知障児長期入院等支援加算3			(5)定員61人以上90人以下	144 単位	144	
11	5395	知障児長期入院等支援加算4			地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	139		
11	5396	知障児長期入院等支援加算5			(6)定員91人以上	126 単位	126	
11	5397	知障児長期入院等支援加算6			地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	122		
11	5490	知障児福祉専門職員配置等加算 I	福祉専門職員配置等加算		福祉専門職員配置等加算(I)	7 単位加算	7	
11	5491	知障児福祉専門職員配置等加算 II			福祉専門職員配置等加算(II)	4 単位加算	4	
11	5480	知障児地域移行加算	地域移行加算		500 単位加算	500	1回につき	
11	5146	知障児栄養士配置加算 I 1	栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(I)	(1)定員40人以下	27 単位加算	27	1日につき
11	5130	知障児栄養士配置加算 I 2			(2)定員41人以上50人以下	22 単位加算	22	
11	5131	知障児栄養士配置加算 I 3			(3)定員51人以上60人以下	18 単位加算	18	
11	5132	知障児栄養士配置加算 I 4			(4)定員61人以上70人以下	15 単位加算	15	
11	5133	知障児栄養士配置加算 I 5			(5)定員71人以上80人以下	13 単位加算	13	
11	5134	知障児栄養士配置加算 I 6			(6)定員81人以上90人以下	12 単位加算	12	
11	5135	知障児栄養士配置加算 I 7			(7)定員91人以上100人以下	11 単位加算	11	
11	5136	知障児栄養士配置加算 I 8			(8)定員101人以上110人以下	10 単位加算	10	
11	5137	知障児栄養士配置加算 I 9			(9)定員111人以上120人以下	9 単位加算	9	
11	5138	知障児栄養士配置加算 I 10			(10)定員121人以上130人以下	8 単位加算	8	
11	5139	知障児栄養士配置加算 I 11			(11)定員131人以上140人以下	7 単位加算	7	
11	5140	知障児栄養士配置加算 I 12			(12)定員141人以上150人以下	7 単位加算	7	
11	5141	知障児栄養士配置加算 I 13			(13)定員151人以上160人以下	6 単位加算	6	
11	5142	知障児栄養士配置加算 I 14			(14)定員161人以上170人以下	6 単位加算	6	
11	5143	知障児栄養士配置加算 I 15			(15)定員171人以上180人以下	6 単位加算	6	
11	5144	知障児栄養士配置加算 I 16			(16)定員181人以上190人以下	5 単位加算	5	
11	5145	知障児栄養士配置加算 I 17			(17)定員191人以上	5 単位加算	5	
11	5216	知障児栄養士配置加算 II 1		ロ 栄養士配置加算(II)	(1)定員40人以下	15 単位加算	15	
11	5200	知障児栄養士配置加算 II 2			(2)定員41人以上50人以下	12 単位加算	12	
11	5201	知障児栄養士配置加算 II 3			(3)定員51人以上60人以下	10 単位加算	10	
11	5202	知障児栄養士配置加算 II 4			(4)定員61人以上70人以下	8 単位加算	8	
11	5203	知障児栄養士配置加算 II 5			(5)定員71人以上80人以下	7 単位加算	7	
11	5204	知障児栄養士配置加算 II 6			(6)定員81人以上90人以下	6 単位加算	6	
11	5205	知障児栄養士配置加算 II 7			(7)定員91人以上100人以下	6 単位加算	6	
11	5206	知障児栄養士配置加算 II 8			(8)定員101人以上110人以下	5 単位加算	5	
11	5207	知障児栄養士配置加算 II 9			(9)定員111人以上120人以下	5 単位加算	5	
11	5208	知障児栄養士配置加算 II 10			(10)定員121人以上130人以下	4 単位加算	4	
11	5209	知障児栄養士配置加算 II 11			(11)定員131人以上140人以下	4 単位加算	4	
11	5210	知障児栄養士配置加算 II 12			(12)定員141人以上150人以下	4 単位加算	4	
11	5211	知障児栄養士配置加算 II 13			(13)定員151人以上160人以下	3 単位加算	3	
11	5212	知障児栄養士配置加算 II 14			(14)定員161人以上170人以下	3 単位加算	3	
11	5213	知障児栄養士配置加算 II 15			(15)定員171人以上180人以下	3 単位加算	3	
11	5214	知障児栄養士配置加算 II 16			(16)定員181人以上190人以下	3 単位加算	3	
11	5215	知障児栄養士配置加算 II 17			(17)定員191人以上	3 単位加算	3	
11	5485	知障児栄養マネジメント加算	栄養マネジメント加算		10 単位加算	10		
11	9990	知障児事業運営安定化	事業運営安定化(9割保障)		単位加算			

## (定員超過)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
11 8111	知障児1単独・定超	イ 指定 知的障害 児施設の 場合	(1)定員 5人以上 10人未満	(一)当該施設が単独施設 679 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	475	1日につき
11 8112	知障児1単独・地公体・定超						459	
11 8121	知障児2併設・定超		(2)定員10人	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 452 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	316	
11 8122	知障児2併設・地公体・定超						305	
11 8123	知障児2単独・定超			(二)当該施設が主たる施設 1,270 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	889	
11 8124	知障児2単独・地公体・定超						858	
11 8125	知障児2単独・定超			(三)当該施設が単独施設 679 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	475	
11 8126	知障児2単独・地公体・定超						459	
11 8131	知障児3併設・定超		(3)定員 11人以上 20人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 455 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	319	
11 8132	知障児3併設・地公体・定超						307	
11 8133	知障児3単独・定超			(二)当該施設が主たる施設 862 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	603	
11 8134	知障児3単独・地公体・定超						582	
11 8135	知障児3単独・定超			(三)当該施設が単独施設 679 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	475	
11 8136	知障児3単独・地公体・定超						459	
11 8141	知障児4・定超		(4)定員21人以上30人以下	679 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	475	
11 8142	知障児4・地公体・定超						459	
11 8151	知障児5・定超		(5)定員31人以上40人以下	618 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	433	
11 8152	知障児5・地公体・定超						417	
11 8161	知障児6・定超		(6)定員41人以上50人以下	556 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	389	
11 8162	知障児6・地公体・定超						376	
11 8171	知障児7・定超		(7)定員51人以上60人以下	539 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	377	
11 8172	知障児7・地公体・定超					364		
11 8181	知障児8・定超	(8)定員61人以上70人以下	521 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	365		
11 8182	知障児8・地公体・定超					352		
11 8191	知障児9・定超	(9)定員71人以上80人以下	503 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	352		
11 8192	知障児9・地公体・定超					340		
11 8201	知障児10・定超	(10)定員81人以上90人以下	485 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	340		
11 8202	知障児10・地公体・定超					328		
11 8211	知障児11・定超	(11)定員91人以上100人以下	466 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	326		
11 8212	知障児11・地公体・定超					315		
11 8221	知障児12・定超	(12)定員101人以上110人以下	464 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	325		
11 8222	知障児12・地公体・定超					314		
11 8231	知障児13・定超	(13)定員111人以上120人以下	463 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	324		
11 8232	知障児13・地公体・定超					313		
11 8241	知障児14・定超	(14)定員121人以上130人以下	461 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	323		
11 8242	知障児14・地公体・定超					312		
11 8251	知障児15・定超	(15)定員131人以上140人以下	459 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	321		
11 8252	知障児15・地公体・定超					310		
11 8261	知障児16・定超	(16)定員141人以上150人以下	457 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	320		
11 8262	知障児16・地公体・定超					309		
11 8271	知障児17・定超	(17)定員151人以上160人以下	453 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	317		
11 8272	知障児17・地公体・定超					306		
11 8281	知障児18・定超	(18)定員161人以上170人以下	450 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	315		
11 8282	知障児18・地公体・定超					304		
11 8291	知障児19・定超	(19)定員171人以上180人以下	447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	313		
11 8292	知障児19・地公体・定超					302		
11 8301	知障児20・定超	(20)定員181人以上190人以下	444 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	311		
11 8302	知障児20・地公体・定超					300		
11 8311	知障児21・定超	(21)定員191人以上	441 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	309		
11 8312	知障児21・地公体・定超					298		

2 第一種自閉症児施設給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
12	1111	第一種	□ 指定第一種自閉症児施設の場合		321	1日につき	
12	1112	第一種・地公体	321 単位	地方公共団体が設置する指定第一種自閉症児施設の場合 × 96.5%	310		
12	5100	第一種重度知的障害児加算Ⅰ	重度知的障害児支援加算	イ 重度知的障害児支援加算(Ⅰ)	165 単位加算		165
12	5101	第一種重度知的障害児加算Ⅱ		ロ 重度知的障害児支援加算(Ⅱ)	198 単位加算		198
12	5110	第一種重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算		111
12	5020	第一種自活訓練加算Ⅰ	自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき180日を限度)	337 単位加算		337
12	5021	第一種自活訓練加算Ⅱ		ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき180日を限度)	448 単位加算		448
12	5490	第一種福祉専門職員配置等加算Ⅰ	福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	7 単位加算		7
12	5491	第一種福祉専門職員配置等加算Ⅱ		福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	4 単位加算		4
12	5480	第一種地域移行加算	地域移行加算(入所中1回、退所後1回を限度)		500 単位加算		500
12	9990	第一種事業運営安定化	事業運営安定化(9割保障)		単位加算		1日につき
(定員超過)							
サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数		算定 単位
種類	項目						
12	8111	第一種・定超	□ 指定第一種自閉症児施設の場合		225	1日につき	
12	8112	第一種・地公体・定超	321 単位	地方公共団体が設置する指定第一種自閉症児施設の場合 × 96.5% を越える場合 × 70%	217		

3 第二種自閉症児施設給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
13 1111	第二種1	ハ 指定第二種自閉症児施設の場合	(1)定員40人以下	674 単位	674	1日につき		
13 1112	第二種1・地公体			地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合 × 96.5%	650			
13 1121	第二種2		(2)定員41人以上50人以下	647 単位	647			
13 1122	第二種2・地公体			地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合 × 96.5%	624			
13 1131	第二種3		(3)定員51人以上60人以下	621 単位	621			
13 1132	第二種3・地公体			地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合 × 96.5%	599			
13 1141	第二種4		(4)定員61人以上70人以下	594 単位	594			
13 1142	第二種4・地公体			地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合 × 96.5%	573			
13 1151	第二種5		(5)定員71人以上	567 単位	567			
13 1152	第二種5・地公体			地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合 × 96.5%	547			
13 5520	第二種小規模加算	児童指導員又は保育士を配置している場合		定員30人以下	57 単位加算	57		
13 5050	第二種職業指導員加算1	職業指導員を配置している場合	(1)定員30人以下	49 単位加算	49			
13 5051	第二種職業指導員加算2		(2)定員31人以上40人以下	39 単位加算	39			
13 5052	第二種職業指導員加算3		(3)定員41人以上50人以下	29 単位加算	29			
13 5053	第二種職業指導員加算4		(4)定員51人以上60人以下	26 単位加算	26			
13 5054	第二種職業指導員加算5		(5)定員61人以上70人以下	23 単位加算	23			
13 5055	第二種職業指導員加算6		(6)定員71人以上	20 単位加算	20			
13 5100	第二種重度知的障害児支援加算 I	重度知的障害児支援加算	イ 重度知的障害児支援加算 (I)	165 単位加算	165			
13 5101	第二種重度知的障害児支援加算 II		ロ 重度知的障害児支援加算 (II)	198 単位加算	198			
13 5110	第二種重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算	111			
13 5120	第二種強度行動障害児特別支援加算1	強度行動障害児特別支援加算		781 単位加算	781			
13 5121	第二種強度行動障害児特別支援加算2	加算の算定を開始した日から起算して90日以内は+700単位		700 単位加算	700			
13 5400	第二種心理担当職員配置加算1	心理担当職員配置加算	(1)定員40人以下	26 単位加算	26			
13 5401	第二種心理担当職員配置加算2		(2)定員41人以上50人以下	20 単位加算	20			
13 5402	第二種心理担当職員配置加算3		(3)定員51人以上60人以下	17 単位加算	17			
13 5403	第二種心理担当職員配置加算4		(4)定員61人以上70人以下	15 単位加算	15			
13 5404	第二種心理担当職員配置加算5		(5)定員71人以上	13 単位加算	13			
13 5380	第二種入院外泊時加算1	入院・外泊時加算(3月に限り、所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定)	イ 8日目まで	(1)定員60人以下	320 単位	320		
13 5381	第二種入院外泊時加算2				地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合 × 96.5%	309		
13 5382	第二種入院外泊時加算3			(2)定員61人以上90人以下	288 単位	288		
13 5383	第二種入院外泊時加算4			地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合 × 96.5%	278			
13 5384	第二種入院外泊時加算5		(3)定員91人以上	252 単位	252			
13 5385	第二種入院外泊時加算6			地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合 × 96.5%	243			
13 5386	第二種入院外泊時加算7		ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下	160 単位	160		
13 5387	第二種入院外泊時加算8				地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合 × 96.5%	154		
13 5388	第二種入院外泊時加算9			(2)定員61人以上90人以下	144 単位	144		
13 5389	第二種入院外泊時加算10				地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合 × 96.5%	139		
13 5390	第二種入院外泊時加算11			(3)定員91人以上	126 単位	126		
13 5391	第二種入院外泊時加算12				地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合 × 96.5%	122		
13 5020	第二種自活訓練加算 I	自活訓練加算	イ 自活訓練加算 (I) (当該障害児1人につき180日を限度)	337 単位加算	337			
13 5021	第二種自活訓練加算 II		ロ 自活訓練加算 (II) (当該障害児1人につき180日を限度)	448 単位加算	448			
13 5340	第二種入院時特別支援加算1	入院時特別支援加算		イ 12日を超える入院期間が4日未満	561 単位加算	561		
13 5341	第二種入院時特別支援加算2			ロ 12日を超える入院期間が4日以上	1,122 単位加算	1,122		
13 5392	第二種長期入院等支援加算1	長期入院等支援加算(3月に限り、入院等の期間が12日を超える場合に所定単位数に代えて算定)	12日を超える場合		(1)定員60人以下	160 単位	160	
13 5393	第二種長期入院等支援加算2			地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合 × 96.5%	154			
13 5394	第二種長期入院等支援加算3		(2)定員61人以上90人以下	144 単位	144			
13 5395	第二種長期入院等支援加算4			地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合 × 96.5%	139			
13 5396	第二種長期入院等支援加算5		(3)定員91人以上	126 単位	126			
13 5397	第二種長期入院等支援加算6			地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合 × 96.5%	122			
13 5490	第二種福祉専門職員配置等加算 I	福祉専門職員配置等加算		福祉専門職員配置等加算 (I)	7 単位加算	7		
13 5491	第二種福祉専門職員配置等加算 II			福祉専門職員配置等加算 (II)	4 単位加算	4		
13 5480	第二種地域移行加算	地域移行加算(入所中1回、退所後1回を限度)		500 単位加算	500	1回につき		
13 5134	第二種栄養士配置加算 I 1	栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算 (I)		(1)定員40人以下	27 単位加算	1日につき	
13 5130	第二種栄養士配置加算 I 2			(2)定員41人以上50人以下	22 単位加算	22		
13 5131	第二種栄養士配置加算 I 3			(3)定員51人以上60人以下	18 単位加算	18		
13 5132	第二種栄養士配置加算 I 4			(4)定員61人以上70人以下	15 単位加算	15		
13 5133	第二種栄養士配置加算 I 5			(5)定員71人以上	13 単位加算	13		
13 5204	第二種栄養士配置加算 II 1		ロ 栄養士配置加算 (II)		(1)定員40人以下	15 単位加算		15
13 5200	第二種栄養士配置加算 II 2			(2)定員41人以上50人以下	12 単位加算	12		
13 5201	第二種栄養士配置加算 II 3			(3)定員51人以上60人以下	10 単位加算	10		
13 5202	第二種栄養士配置加算 II 4			(4)定員61人以上70人以下	8 単位加算	8		
13 5203	第二種栄養士配置加算 II 5			(5)定員71人以上	7 単位加算	7		
13 5485	第二種栄養マネジメント加算	栄養マネジメント加算		10 単位加算	10			
13 9990	第二種事業運営安定化	事業運営安定化(9割保障)		単位加算				



(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
13	8111	第二種1・定超	ハ 指定 第二種自 閉症児施 設の場合	(1)定員40人以下		472	1日につき		
13	8112	第二種1・地公体・定超		674 単位	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合	× 96.5%		455	
13	8121	第二種2・定超		647 単位	(2)定員41人以上50人以下	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合		× 96.5%	利用定員 の数が 利用定員 を超える 場合
13	8122	第二種2・地公体・定超							
13	8131	第二種3・定超		621 単位	(3)定員51人以上60人以下	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合		× 96.5%	× 70%
13	8132	第二種3・地公体・定超							
13	8141	第二種4・定超							
13	8142	第二種4・地公体・定超		594 単位	(4)定員61人以上70人以下	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合		× 96.5%	401
13	8151	第二種5・定超							
13	8152	第二種5・地公体・定超		567 単位	(5)定員71人以上	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合		× 96.5%	383

## 4 知的障害児通園施設給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
21	1111	知的障害児の場合	(1)定員30人以下	696	1日につき
21	1112	知的障害児通園1・地公体	696 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	672
21	1121	知的障害児通園2	(2)定員31人以上40人以下	637	
21	1122	知的障害児通園2・地公体	637 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	615
21	1131	知的障害児通園3	(3)定員41人以上50人以下	578	
21	1132	知的障害児通園3・地公体	578 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	558
21	1141	知的障害児通園4	(4)定員51人以上60人以下	521	
21	1142	知的障害児通園4・地公体	521 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	503
21	1151	知的障害児通園5	(5)定員61人以上70人以下	500	
21	1152	知的障害児通園5・地公体	500 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	483
21	1161	知的障害児通園6	(6)定員71人以上80人以下	480	
21	1162	知的障害児通園6・地公体	480 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	463
21	1171	知的障害児通園7	(7)定員81人以上	458	
21	1172	知的障害児通園7・地公体	458 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	442
21	1211	知的障害児通園8	(1)定員30人以下	696	
21	1212	知的障害児通園8・地公体	696 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	672
21	1221	知的障害児通園9	(2)定員31人以上40人以下	637	
21	1222	知的障害児通園9・地公体	637 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	615
21	1231	知的障害児通園10	(3)定員41人以上50人以下	578	
21	1232	知的障害児通園10・地公体	578 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	558
21	1241	知的障害児通園11	(4)定員51人以上60人以下	521	
21	1242	知的障害児通園11・地公体	521 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	503
21	1251	知的障害児通園12	(5)定員61人以上70人以下	500	
21	1252	知的障害児通園12・地公体	500 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	483
21	1261	知的障害児通園13	(6)定員71人以上80人以下	480	
21	1262	知的障害児通園13・地公体	480 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	463
21	1271	知的障害児通園14	(7)定員81人以上	458	
21	1272	知的障害児通園14・地公体	458 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	442
21	1341	知的障害児通園15	(1)定員20人	1,216	
21	1342	知的障害児通園15・地公体	1216 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	1,173
21	1311	知的障害児通園16	(2)定員21人以上30人以下	1,070	
21	1312	知的障害児通園16・地公体	1,070 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	1,033
21	1321	知的障害児通園17	(2)定員31人以上40人以下	984	
21	1322	知的障害児通園17・地公体	984 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	950
21	1331	知的障害児通園18	(3)定員41人以上	897	
21	1332	知的障害児通園18・地公体	897 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	866
21	5300	知的障害児通園幼児加算	幼児加算 (知的障害児及び肢体不自由児の場合のみ対象)	277 単位加算	277
21	5350	知的障害児通園家庭連携加算1	家庭連携加算	(1)1時間未満 187 単位加算	187
21	5351	知的障害児通園家庭連携加算2		(2)1時間以上 280 単位加算	280
21	5360	知的障害児通園訪問支援特別加算1	訪問支援特別加算	(1)1時間未満 187 単位加算	187
21	5361	知的障害児通園訪問支援特別加算2		(2)1時間以上 280 単位加算	280
21	5310	知的障害児通園食事提供加算 I	食事提供加算	イ 食事提供加算 (I) 42 単位加算	42
21	5311	知的障害児通園食事提供加算 II		ロ 食事提供加算 (II) 58 単位加算	58
21	5370	知的障害児通園利用者負担上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算	150 単位加算	150
21	5490	知的障害児通園福祉専門職員配置等加算 I	福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算 (I) 10 単位加算	10
21	5491	知的障害児通園福祉専門職員配置等加算 II		福祉専門職員配置等加算 (II) 6 単位加算	6
21	5135	知的障害児通園栄養士配置加算 I 1	栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算 (I) (1)定員40人以下 37 単位加算	37
21	5130	知的障害児通園栄養士配置加算 I 2		(2)定員41人以上50人以下 30 単位加算	30
21	5131	知的障害児通園栄養士配置加算 I 3		(3)定員51人以上60人以下 25 単位加算	25
21	5132	知的障害児通園栄養士配置加算 I 4		(4)定員61人以上70人以下 21 単位加算	21
21	5133	知的障害児通園栄養士配置加算 I 5		(5)定員71人以上80人以下 19 単位加算	19
21	5134	知的障害児通園栄養士配置加算 I 6		(6)定員81人以上 16 単位加算	16
21	5205	知的障害児通園栄養士配置加算 II 1	ロ 栄養士配置加算 (II)	(1)定員40人以下 20 単位加算	20
21	5200	知的障害児通園栄養士配置加算 II 2		(2)定員41人以上50人以下 16 単位加算	16
21	5201	知的障害児通園栄養士配置加算 II 3		(3)定員51人以上60人以下 13 単位加算	13
21	5202	知的障害児通園栄養士配置加算 II 4		(4)定員61人以上70人以下 11 単位加算	11
21	5203	知的障害児通園栄養士配置加算 II 5		(5)定員71人以上80人以下 10 単位加算	10
21	5204	知的障害児通園栄養士配置加算 II 6		(6)定員81人以上 9 単位加算	9
21	5495	知的障害児通園欠席時対応加算	欠席時対応加算	94 単位加算	94
21	9990	知的障害児通園事業運営安定化	事業運営安定化 (9割保障)	単位加算	1日につき

## (定員超過)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
21 8111	知障児通園1・定超	知的障害 児の場合	(1)定員30人以下		利用定員 の数が利 用定員を 超える場 合 × 70%	487	1日につき	
21 8112	知障児通園1・地公体・定超		696 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合		× 96.5%		470
21 8121	知障児通園2・定超		637 単位					431
21 8122	知障児通園2・地公体・定超							
21 8131	知障児通園3・定超		578 単位					391
21 8132	知障児通園3・地公体・定超							
21 8141	知障児通園4・定超		521 単位					352
21 8142	知障児通園4・地公体・定超							
21 8151	知障児通園5・定超		500 単位					338
21 8152	知障児通園5・地公体・定超							
21 8161	知障児通園6・定超		480 単位					324
21 8162	知障児通園6・地公体・定超							
21 8171	知障児通園7・定超		458 単位					309
21 8172	知障児通園7・地公体・定超							
21 8211	知障児通園8・定超	肢体不自 由児の場 合	(1)定員30人以下			470		
21 8212	知障児通園8・地公体・定超		696 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合		× 96.5%		446
21 8221	知障児通園9・定超		637 単位					431
21 8222	知障児通園9・地公体・定超							
21 8231	知障児通園10・定超		578 単位					391
21 8232	知障児通園10・地公体・定超							
21 8241	知障児通園11・定超		521 単位					352
21 8242	知障児通園11・地公体・定超							
21 8251	知障児通園12・定超		500 単位					338
21 8252	知障児通園12・地公体・定超							
21 8261	知障児通園13・定超		480 単位					324
21 8262	知障児通園13・地公体・定超							
21 8271	知障児通園14・定超		458 単位					309
21 8272	知障児通園14・地公体・定超							
21 8341	知障児通園15・定超	難聴幼児 の場合	(1)定員20人			821		
21 8342	知障児通園15・地公体・定超		1216 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合		× 96.5%		749
21 8311	知障児通園16・定超		1,070 単位					723
21 8312	知障児通園16・地公体・定超							
21 8321	知障児通園17・定超	984 単位			665			
21 8322	知障児通園17・地公体・定超					地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	× 96.5%	628
21 8331	知障児通園18・定超	897 単位			606			
21 8332	知障児通園18・地公体・定超					地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	× 96.5%	

5 盲児施設給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
31	1111	盲児1併設	イ 指定 盲児施設 の場合	(1)定員5人 (一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 546 単位	546	1日につき		
31	1112	盲児1併設・地公体		地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		527	
31	1113	盲児1単独		(二)当該施設が単独施設			618	
31	1114	盲児1単独・地公体		地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		596	
31	1121	盲児2併設		(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 434 単位			434	
31	1122	盲児2併設・地公体		地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		419	
31	1123	盲児2単独		(二)当該施設が単独施設			618	
31	1124	盲児2単独・地公体		地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		596	
31	1131	盲児3併設		(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 434 単位			434	
31	1132	盲児3併設・地公体		地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		419	
31	1133	盲児3本体		(二)当該施設が主たる施設			1,262	
31	1134	盲児3本体・地公体		1,262 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合		× 96.5%	1,218
31	1135	盲児3単独		(三)当該施設が単独施設			618	
31	1136	盲児3単独・地公体		618 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合		× 96.5%	596
31	1141	盲児4併設	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 390 単位		390			
31	1142	盲児4併設・地公体	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	376			
31	1143	盲児4本体	(二)当該施設が主たる施設		942			
31	1144	盲児4本体・地公体	942 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	909		
31	1145	盲児4単独	(三)当該施設が単独施設		618			
31	1146	盲児4単独・地公体	618 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	596		
31	1151	盲児5併設	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 375 単位		375			
31	1152	盲児5併設・地公体	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	362			
31	1153	盲児5本体	(二)当該施設が主たる施設		789			
31	1154	盲児5本体・地公体	789 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	761		
31	1155	盲児5単独	(三)当該施設が単独施設		618			
31	1156	盲児5単独・地公体	618 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	596		
31	1161	盲児6併設	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 363 単位		363			
31	1162	盲児6併設・地公体	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	350			
31	1163	盲児6本体	(二)当該施設が主たる施設		732			
31	1164	盲児6本体・地公体	732 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	706		
31	1165	盲児6単独	(三)当該施設が単独施設		618			
31	1166	盲児6単独・地公体	618 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	596		
31	1171	盲児7併設	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 345 単位		345			
31	1172	盲児7併設・地公体	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	333			
31	1173	盲児7本体	(二)当該施設が主たる施設		618			
31	1174	盲児7本体・地公体	618 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	596		
31	1175	盲児7単独	(三)当該施設が単独施設		618			
31	1176	盲児7単独・地公体	618 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	596		
31	1181	盲児8本体	(一)当該施設が主たる施設		555			
31	1182	盲児8本体・地公体	555 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	536		
31	1183	盲児8単独	(二)当該施設が単独施設		555			
31	1184	盲児8単独・地公体	555 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	536		
31	1191	盲児9本体	(一)当該施設が主たる施設		492			
31	1192	盲児9本体・地公体	492 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	475		
31	1193	盲児9単独	(二)当該施設が単独施設		492			
31	1194	盲児9単独・地公体	492 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	475		
31	1201	盲児10本体	(一)当該施設が主たる施設		478			
31	1202	盲児10本体・地公体	478 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	461		
31	1203	盲児10単独	(二)当該施設が単独施設		478			
31	1204	盲児10単独・地公体	478 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	461		
31	1211	盲児11本体	(一)当該施設が主たる施設		463			
31	1212	盲児11本体・地公体	463 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	447		
31	1213	盲児11単独	(二)当該施設が単独施設		463			
31	1214	盲児11単独・地公体	463 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	447		
31	1221	盲児12本体	(一)当該施設が主たる施設		448			
31	1222	盲児12本体・地公体	448 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	432		
31	1223	盲児12単独	(二)当該施設が単独施設		448			
31	1224	盲児12単独・地公体	448 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	432		
31	1231	盲児13本体	(一)当該施設が主たる施設		433			
31	1232	盲児13本体・地公体	433 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	418		
31	1233	盲児13単独	(二)当該施設が単独施設		433			
31	1234	盲児13単独・地公体	433 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	418		
31	1241	盲児14本体	(一)当該施設が主たる施設		417			
31	1242	盲児14本体・地公体	417 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	402		
31	1243	盲児14単独	(二)当該施設が単独施設		417			
31	1244	盲児14単独・地公体	417 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	402		
31	1311	盲児(知的)1本体	知的障 害児が 利用する 場合	(1)定員 5人以上 9人以下 (一)当該施設が主たる施設	452 単位	452		
31	1312	盲児(知的)1本体・地公体		地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	436		
31	1313	盲児(知的)1単独		(二)当該施設が単独施設		679		
31	1314	盲児(知的)1単独・地公体		679 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	655	
31	1321	盲児(知的)2併設		(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 452 単位		452		
31	1322	盲児(知的)2併設・地公体		地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	436		
31	1323	盲児(知的)2本体		(二)当該施設が主たる施設		1,270		
31	1324	盲児(知的)2本体・地公体		1,270 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	1,226	
31	1325	盲児(知的)2単独		(三)当該施設が単独施設		679		
31	1326	盲児(知的)2単独・地公体		679 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	655	
31	1331	盲児(知的)3併設		(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 455 単位		455		
31	1332	盲児(知的)3併設・地公体		地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	439		
31	1333	盲児(知的)3本体		(二)当該施設が主たる施設		862		
31	1334	盲児(知的)3本体・地公体		862 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	832	
31	1335	盲児(知的)3単独	(三)当該施設が単独施設		679			
31	1336	盲児(知的)3単独・地公体	679 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	655		
31	1341	盲児(知的)4	(4)定員21人以上30人以下		679			
31	1342	盲児(知的)4地公体	679 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	655		
31	1351	盲児(知的)5	(5)定員31人以上40人以下		618			
31	1352	盲児(知的)5地公体	618 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	596		
31	1361	盲児(知的)6	(6)定員41人以上50人以下		556			
31	1362	盲児(知的)6地公体	556 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	537		
31	1371	盲児(知的)7	(7)定員51人以上60人以下		539			
31	1372	盲児(知的)7地公体	539 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	520		
31	1381	盲児(知的)8	(8)定員61人以上70人以下		521			
31	1382	盲児(知的)8地公体	521 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	503		
31	1391	盲児(知的)9	(9)定員71人以上80人以下		503			
31	1392	盲児(知的)9地公体	503 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	485		
31	1401	盲児(知的)10	(10)定員81人以上90人以下		485			
31	1402	盲児(知的)10地公体	485 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	468		
31	1411	盲児(知的)11	(11)定員91人以上		466			
31	1412	盲児(知的)11地公体	466 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	450		



サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
31	5400	盲児心理担当職員配置加算1	心理担当職員配置加算	指定盲児施設の場合	イ 定員5人	102 単位加算	1日につき
31	5401	盲児心理担当職員配置加算2			ロ 定員6人以上9人以下	102 単位加算	
31	5402	盲児心理担当職員配置加算3			ハ 定員10人	102 単位加算	
31	5403	盲児心理担当職員配置加算4			ニ 定員11人以上15人以下	51 単位加算	
31	5404	盲児心理担当職員配置加算5			ホ 定員16人以上20人以下	51 単位加算	
31	5405	盲児心理担当職員配置加算6			ヘ 定員21人以上25人以下	34 単位加算	
31	5406	盲児心理担当職員配置加算7			ト 定員26人以上30人以下	34 単位加算	
31	5407	盲児心理担当職員配置加算8			チ 定員31人以上40人以下	26 単位加算	
31	5408	盲児心理担当職員配置加算9			リ 定員41人以上50人以下	20 単位加算	
31	5409	盲児心理担当職員配置加算10			ヌ 定員51人以上60人以下	17 単位加算	
31	5410	盲児心理担当職員配置加算11			ル 定員61人以上70人以下	15 単位加算	
31	5411	盲児心理担当職員配置加算12			ラ 定員71人以上80人以下	13 単位加算	
31	5412	盲児心理担当職員配置加算13			ワ 定員81人以上90人以下	11 単位加算	
31	5413	盲児心理担当職員配置加算14			カ 定員91人以上	10 単位加算	
31	5414	盲児心理担当職員配置加算15		知的障害児が利用する場合	イ 定員5人以上9人以下	102 単位加算	
31	5415	盲児心理担当職員配置加算16			ロ 定員10人	102 単位加算	
31	5416	盲児心理担当職員配置加算17			ハ 定員11人以上20人以下	51 単位加算	
31	5417	盲児心理担当職員配置加算18			ニ 定員21人以上30人以下	34 単位加算	
31	5418	盲児心理担当職員配置加算19			ホ 定員31人以上40人以下	26 単位加算	
31	5419	盲児心理担当職員配置加算20			ヘ 定員41人以上50人以下	20 単位加算	
31	5420	盲児心理担当職員配置加算21			ト 定員51人以上60人以下	17 単位加算	
31	5421	盲児心理担当職員配置加算22			チ 定員61人以上70人以下	15 単位加算	
31	5422	盲児心理担当職員配置加算23			リ 定員71人以上80人以下	13 単位加算	
31	5423	盲児心理担当職員配置加算24			ヌ 定員81人以上90人以下	11 単位加算	
31	5424	盲児心理担当職員配置加算25			ル 定員91人以上	10 単位加算	
31	5440	盲児看護師配置加算1	看護師配置加算	指定盲児施設の場合	イ 定員5人	141 単位加算	
31	5441	盲児看護師配置加算2			ロ 定員6人以上9人以下	141 単位加算	
31	5442	盲児看護師配置加算3			ハ 定員10人	141 単位加算	
31	5443	盲児看護師配置加算4			ニ 定員11人以上15人以下	70 単位加算	
31	5444	盲児看護師配置加算5			ホ 定員16人以上20人以下	70 単位加算	
31	5445	盲児看護師配置加算6			ヘ 定員21人以上25人以下	47 単位加算	
31	5446	盲児看護師配置加算7			ト 定員26人以上30人以下	47 単位加算	
31	5447	盲児看護師配置加算8			チ 定員31人以上40人以下	38 単位加算	
31	5448	盲児看護師配置加算9			リ 定員41人以上50人以下	28 単位加算	
31	5449	盲児看護師配置加算10			ヌ 定員51人以上60人以下	25 単位加算	
31	5450	盲児看護師配置加算11			ル 定員61人以上70人以下	23 単位加算	
31	5451	盲児看護師配置加算12			ラ 定員71人以上80人以下	20 単位加算	
31	5452	盲児看護師配置加算13			ワ 定員81人以上90人以下	17 単位加算	
31	5453	盲児看護師配置加算14			カ 定員91人以上	14 単位加算	
31	5454	盲児看護師配置加算15		知的障害児が利用する場合	イ 定員5人以上9人以下	141 単位加算	
31	5455	盲児看護師配置加算16			ロ 定員10人	141 単位加算	
31	5456	盲児看護師配置加算17			ハ 定員11人以上20人以下	70 単位加算	
31	5457	盲児看護師配置加算18			ニ 定員21人以上30人以下	47 単位加算	
31	5458	盲児看護師配置加算19			ホ 定員31人以上40人以下	38 単位加算	
31	5459	盲児看護師配置加算20			ヘ 定員41人以上50人以下	28 単位加算	
31	5460	盲児看護師配置加算21			ト 定員51人以上60人以下	25 単位加算	
31	5461	盲児看護師配置加算22			チ 定員61人以上70人以下	23 単位加算	
31	5462	盲児看護師配置加算23			リ 定員71人以上80人以下	20 単位加算	
31	5463	盲児看護師配置加算24			ヌ 定員81人以上90人以下	17 単位加算	
31	5464	盲児看護師配置加算25			ル 定員91人以上	14 単位加算	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
31	5380	盲児入院外泊時加算1	入院・外泊時加算 (3月に限り、1月に 12日を限度として 所定単位数に代え て算定)	イ 8日目まで	(1)定員60人以下		320	1日につき	
31	5381	盲児入院外泊時加算2			320 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		309
31	5382	盲児入院外泊時加算3			288 単位	(2)定員61人以上90人以下			288
31	5383	盲児入院外泊時加算4					地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合		× 96.5%
31	5384	盲児入院外泊時加算5			252 単位	(3)定員91人以上			252
31	5385	盲児入院外泊時加算6					地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合		× 96.5%
31	5386	盲児入院外泊時加算7		ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下		160		
31	5387	盲児入院外泊時加算8			160 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		154
31	5388	盲児入院外泊時加算9			144 単位	(2)定員61人以上90人以下			144
31	5389	盲児入院外泊時加算10					地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合		× 96.5%
31	5390	盲児入院外泊時加算11			126 単位	(3)定員91人以上			126
31	5391	盲児入院外泊時加算12					地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合		× 96.5%
31	5340	盲児入院時特別支援加算1	入院時特別支援加算	イ 12日を超える入院期間が4日未満		561 単位加算	561	月1回限度	
31	5341	盲児入院時特別支援加算2		ロ 12日を超える入院期間が4日以上		1,122 単位加算			1,122
31	5392	盲児長期入院等支援加算1	長期入院等支援加算 (3月に限り、入 院等の期間が12 日を超える場合に 所定単位数に代え て算定)	12日を超える場合	(1)定員60人以下		160	1日につき	
31	5393	盲児長期入院等支援加算2			160 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		154
31	5394	盲児長期入院等支援加算3			144 単位	(2)定員61人以上90人以下			144
31	5395	盲児長期入院等支援加算4		地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合			× 96.5%		139
31	5396	盲児長期入院等支援加算5		126 単位	(3)定員91人以上		126		
31	5397	盲児長期入院等支援加算6				地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		122
31	5490	盲児福祉専門職員配置等加算 I	福祉専門職員配置等加算		福祉専門職員配置等加算( I )	7 単位加算	7		
31	5491	盲児福祉専門職員配置等加算 II			福祉専門職員配置等加算( II )	4 単位加算	4		
31	5480	盲児地域移行加算	地域移行加算			500 単位加算	500	1回につき	
31	5136	盲児栄養士配置加算 I 1	栄養士配置加算	(1)栄養士配置加算( I )	(1)定員40人以下		27 単位加算	1日につき	
31	5130	盲児栄養士配置加算 I 2			(2)定員41人以上50人以下		22 単位加算		22
31	5131	盲児栄養士配置加算 I 3			(3)定員51人以上60人以下		18 単位加算		18
31	5132	盲児栄養士配置加算 I 4			(4)定員61人以上70人以下		15 単位加算		15
31	5133	盲児栄養士配置加算 I 5			(5)定員71人以上80人以下		13 単位加算		13
31	5134	盲児栄養士配置加算 I 6			(6)定員81人以上90人以下		12 単位加算		12
31	5135	盲児栄養士配置加算 I 7			(7)定員91人以上		11 単位加算		11
31	5206	盲児栄養士配置加算 II 1		(2)栄養士配置加算( II )	(1)定員40人以下		15 単位加算		15
31	5200	盲児栄養士配置加算 II 2			(2)定員41人以上50人以下		12 単位加算		12
31	5201	盲児栄養士配置加算 II 3			(3)定員51人以上60人以下		10 単位加算		10
31	5202	盲児栄養士配置加算 II 4			(4)定員61人以上70人以下		8 単位加算		8
31	5203	盲児栄養士配置加算 II 5			(5)定員71人以上80人以下		7 単位加算		7
31	5204	盲児栄養士配置加算 II 6			(6)定員81人以上		6 単位加算		6
31	5205	盲児栄養士配置加算 II 7			(7)定員91人以上		6 単位加算		6
31	5485	盲児栄養マネジメント加算	栄養マネジメント加算			10 単位加算	10		
31	9990	盲児事業運営安定化	事業運営安定化(9割保障)			単位加算			

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
31	8111	盲児1併設・定超	イ 指定 盲児施設 の場合	(-)当該施設に併設する 施設が主たる施設 546 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	382	
31	8112	盲児1併設・地公体・定超			(二)当該施設が単独施設 618 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	369
31	8113	盲児1単独・定超				433
31	8114	盲児1単独・地公体・定超				417
31	8121	盲児2併設・定超			(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 434 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	304
31	8122	盲児2併設・地公体・定超			(二)当該施設が単独施設 618 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	293
31	8123	盲児2単独・定超				433
31	8124	盲児2単独・地公体・定超				417
31	8131	盲児3併設・定超			(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 434 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	304
31	8132	盲児3併設・地公体・定超			(二)当該施設が主たる施設 1,262 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	293
31	8133	盲児3単独・定超			(三)当該施設が単独施設 618 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	883
31	8134	盲児3単独・地公体・定超				853
31	8135	盲児3単独・定超				433
31	8136	盲児3単独・地公体・定超				417
31	8141	盲児4併設・定超	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 390 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	273		
31	8142	盲児4併設・地公体・定超	(二)当該施設が主たる施設 942 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	263		
31	8143	盲児4単独・定超		659		
31	8144	盲児4単独・地公体・定超		636		
31	8145	盲児4単独・定超	(三)当該施設が単独施設 618 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	433		
31	8146	盲児4単独・地公体・定超		417		
31	8151	盲児5併設・定超	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 375 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	263		
31	8152	盲児5併設・地公体・定超	(二)当該施設が主たる施設 789 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	253		
31	8153	盲児5単独・定超		552		
31	8154	盲児5単独・地公体・定超		533		
31	8155	盲児5単独・定超	(三)当該施設が単独施設 618 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	433		
31	8156	盲児5単独・地公体・定超		417		
31	8161	盲児6併設・定超	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 363 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	254		
31	8162	盲児6併設・地公体・定超	(二)当該施設が主たる施設 732 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	245		
31	8163	盲児6単独・定超		512		
31	8164	盲児6単独・地公体・定超		494		
31	8165	盲児6単独・定超	(三)当該施設が単独施設 618 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	433		
31	8166	盲児6単独・地公体・定超		417		
31	8171	盲児7併設・定超	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 345 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	242		
31	8172	盲児7併設・地公体・定超	(二)当該施設が主たる施設 618 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	233		
31	8173	盲児7単独・定超		433		
31	8174	盲児7単独・地公体・定超		417		
31	8175	盲児7単独・定超	(三)当該施設が単独施設 618 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	433		
31	8176	盲児7単独・地公体・定超		417		
31	8181	盲児8単独・定超		389		
31	8182	盲児8単独・地公体・定超	(一)当該施設が主たる施設 555 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	375		
31	8183	盲児8単独・定超	(二)当該施設が単独施設 555 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	389		
31	8184	盲児8単独・地公体・定超		375		
31	8191	盲児9単独・定超		344		
31	8192	盲児9単独・地公体・定超	(一)当該施設が主たる施設 492 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	333		
31	8193	盲児9単独・定超	(二)当該施設が単独施設 492 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	344		
31	8194	盲児9単独・地公体・定超		333		
31	8201	盲児10単独・定超		335		
31	8202	盲児10単独・地公体・定超	(一)当該施設が主たる施設 478 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	323		
31	8203	盲児10単独・定超	(二)当該施設が単独施設 478 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	335		
31	8204	盲児10単独・地公体・定超		323		
31	8211	盲児11単独・定超		324		
31	8212	盲児11単独・地公体・定超	(一)当該施設が主たる施設 463 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	313		
31	8213	盲児11単独・定超	(二)当該施設が単独施設 463 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	324		
31	8214	盲児11単独・地公体・定超		313		
31	8221	盲児12単独・定超		314		
31	8222	盲児12単独・地公体・定超	(一)当該施設が主たる施設 448 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	302		
31	8223	盲児12単独・定超	(二)当該施設が単独施設 448 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	314		
31	8224	盲児12単独・地公体・定超		302		
31	8231	盲児13単独・定超		303		
31	8232	盲児13単独・地公体・定超	(一)当該施設が主たる施設 433 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	293		
31	8233	盲児13単独・定超	(二)当該施設が単独施設 433 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	303		
31	8234	盲児13単独・地公体・定超		293		
31	8241	盲児14単独・定超		292		
31	8242	盲児14単独・地公体・定超	(一)当該施設が主たる施設 417 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	281		
31	8243	盲児14単独・定超	(二)当該施設が単独施設 417 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	292		
31	8244	盲児14単独・地公体・定超		281		
31	8311	盲児(知的)1単独・定超	(一)当該施設が主たる施設 452 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	316		
31	8312	盲児(知的)1単独・地公体・定超	(二)当該施設が単独施設 679 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	305		
31	8313	盲児(知的)1単独・定超		475		
31	8314	盲児(知的)1単独・地公体・定超		459		
31	8321	盲児(知的)2併設・定超	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 452 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	316		
31	8322	盲児(知的)2併設・地公体・定超	(二)当該施設が主たる施設 1,270 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	305		
31	8323	盲児(知的)2単独・定超		889		
31	8324	盲児(知的)2単独・地公体・定超		858		
31	8325	盲児(知的)2単独・定超	(三)当該施設が単独施設 679 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	475		
31	8326	盲児(知的)2単独・地公体・定超		459		
31	8331	盲児(知的)3併設・定超	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 455 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	319		
31	8332	盲児(知的)3併設・地公体・定超	(二)当該施設が主たる施設 862 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	307		
31	8333	盲児(知的)3単独・定超		603		
31	8334	盲児(知的)3単独・地公体・定超		582		
31	8335	盲児(知的)3単独・定超	(三)当該施設が単独施設 679 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	475		
31	8336	盲児(知的)3単独・地公体・定超		459		
31	8341	盲児(知的)4・定超		475		
31	8342	盲児(知的)4地公体・定超	(一)当該施設が主たる施設 679 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	459		
31	8351	盲児(知的)5・定超		433		
31	8352	盲児(知的)5地公体・定超	(一)当該施設が主たる施設 618 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	417		
31	8361	盲児(知的)6・定超		389		
31	8362	盲児(知的)6地公体・定超	(一)当該施設が主たる施設 556 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	376		
31	8371	盲児(知的)7・定超		377		
31	8372	盲児(知的)7地公体・定超	(一)当該施設が主たる施設 539 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	364		
31	8381	盲児(知的)8・定超		365		
31	8382	盲児(知的)8地公体・定超	(一)当該施設が主たる施設 521 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	352		
31	8391	盲児(知的)9・定超		352		
31	8392	盲児(知的)9地公体・定超	(一)当該施設が主たる施設 503 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	340		
31	8401	盲児(知的)10・定超		340		
31	8402	盲児(知的)10地公体・定超	(一)当該施設が主たる施設 485 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	328		
31	8411	盲児(知的)11・定超		326		
31	8412	盲児(知的)11地公体・定超	(一)当該施設が主たる施設 466 単位 地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	315		



6 ろうあ児施設給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
32	1111	ろうあ児1併設	□ 指定ろうあ児施設の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 546 単位		546	1日につき	
32	1112	ろうあ児1併設・地公体				地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%		527
32	1113	ろうあ児1単独			(二)当該施設が単独施設				614
32	1114	ろうあ児1単独・地公体			614 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%		593
32	1121	ろうあ児2併設		(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 454 単位				454
32	1122	ろうあ児2併設・地公体				地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%		438
32	1123	ろうあ児2単独			(二)当該施設が単独施設				614
32	1124	ろうあ児2単独・地公体			614 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%		593
32	1131	ろうあ児3併設		(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 454 単位				454
32	1132	ろうあ児3併設・地公体				地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%		438
32	1133	ろうあ児3本体			(二)当該施設が主たる施設				1,252
32	1134	ろうあ児3本体・地公体			1,252 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%		1,208
32	1135	ろうあ児3単独			(三)当該施設が単独施設				614
32	1136	ろうあ児3単独・地公体			614 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%		593
32	1141	ろうあ児4併設	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 391 単位			391		
32	1142	ろうあ児4併設・地公体			地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	377		
32	1143	ろうあ児4本体		(二)当該施設が主たる施設			935		
32	1144	ろうあ児4本体・地公体		935 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	902		
32	1145	ろうあ児4単独		(三)当該施設が単独施設			614		
32	1146	ろうあ児4単独・地公体		614 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	593		
32	1151	ろうあ児5併設	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 378 単位			378		
32	1152	ろうあ児5併設・地公体			地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	365		
32	1153	ろうあ児5本体		(二)当該施設が主たる施設			787		
32	1154	ろうあ児5本体・地公体		787 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	759		
32	1155	ろうあ児5単独		(三)当該施設が単独施設			614		
32	1156	ろうあ児5単独・地公体		614 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	593		
32	1161	ろうあ児6併設	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 360 単位			360		
32	1162	ろうあ児6併設・地公体			地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	347		
32	1163	ろうあ児6本体		(二)当該施設が主たる施設			687		
32	1164	ろうあ児6本体・地公体		687 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	663		
32	1165	ろうあ児6単独		(三)当該施設が単独施設			614		
32	1166	ろうあ児6単独・地公体		614 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	593		
32	1171	ろうあ児7併設	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 348 単位			348		
32	1172	ろうあ児7併設・地公体			地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	336		
32	1173	ろうあ児7本体		(二)当該施設が主たる施設			614		
32	1174	ろうあ児7本体・地公体		614 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	593		
32	1175	ろうあ児7単独		(三)当該施設が単独施設			614		
32	1176	ろうあ児7単独・地公体		614 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	593		
32	1181	ろうあ児8本体	(8)定員31人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設			552		
32	1182	ろうあ児8本体・地公体		552 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	533		
32	1183	ろうあ児8単独		(二)当該施設が単独施設			552		
32	1184	ろうあ児8単独・地公体		552 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	533		
32	1191	ろうあ児9本体	(9)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設			489		
32	1192	ろうあ児9本体・地公体		489 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	472		
32	1193	ろうあ児9単独		(二)当該施設が単独施設			489		
32	1194	ろうあ児9単独・地公体		489 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	472		
32	1201	ろうあ児10本体	(10)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設			475		
32	1202	ろうあ児10本体・地公体		475 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	458		
32	1203	ろうあ児10単独		(二)当該施設が単独施設			475		
32	1204	ろうあ児10単独・地公体		475 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	458		
32	1211	ろうあ児11本体	(11)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設			461		
32	1212	ろうあ児11本体・地公体		461 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	445		
32	1213	ろうあ児11単独		(二)当該施設が単独施設			461		
32	1214	ろうあ児11単独・地公体		461 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	445		
32	1221	ろうあ児12本体	(12)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設			446		
32	1222	ろうあ児12本体・地公体		446 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	430		
32	1223	ろうあ児12単独		(二)当該施設が単独施設			446		
32	1224	ろうあ児12単独・地公体		446 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	430		
32	1231	ろうあ児13本体	(13)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設			431		
32	1232	ろうあ児13本体・地公体		431 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	416		
32	1233	ろうあ児13単独		(二)当該施設が単独施設			431		
32	1234	ろうあ児13単独・地公体		431 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	416		
32	1241	ろうあ児14本体	(14)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設			416		
32	1242	ろうあ児14本体・地公体		416 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	401		
32	1243	ろうあ児14単独		(二)当該施設が単独施設			416		
32	1244	ろうあ児14単独・地公体		416 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	401		
32	1311	ろうあ児(知的)1本体	知的障害児が利用する場合	(1)定員5人以上9人以下	(一)当該施設が主たる施設		452		
32	1312	ろうあ児(知的)1本体・地公体				地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	436	
32	1313	ろうあ児(知的)1単独			(二)当該施設が単独施設		679		
32	1314	ろうあ児(知的)1単独・地公体			679 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	655	
32	1321	ろうあ児(知的)2併設		(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 452 単位			452	
32	1322	ろうあ児(知的)2併設・地公体				地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	436	
32	1323	ろうあ児(知的)2本体			(二)当該施設が主たる施設			1,270	
32	1324	ろうあ児(知的)2本体・地公体			1,270 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	1,226	
32	1325	ろうあ児(知的)2単独			(三)当該施設が単独施設			679	
32	1326	ろうあ児(知的)2単独・地公体			679 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	655	
32	1331	ろうあ児(知的)3併設		(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 455 単位			455	
32	1332	ろうあ児(知的)3併設・地公体				地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	439	
32	1333	ろうあ児(知的)3本体			(二)当該施設が主たる施設			862	
32	1334	ろうあ児(知的)3本体・地公体			862 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	832	
32	1335	ろうあ児(知的)3単独		(三)当該施設が単独施設			679		
32	1336	ろうあ児(知的)3単独・地公体		679 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	655		
32	1341	ろうあ児(知的)4	(4)定員21人以上30人以下				679		
32	1342	ろうあ児(知的)4地公体		679 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	655		
32	1351	ろうあ児(知的)5	(5)定員31人以上40人以下				618		
32	1352	ろうあ児(知的)5地公体		618 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	596		
32	1361	ろうあ児(知的)6	(6)定員41人以上50人以下				556		
32	1362	ろうあ児(知的)6地公体		556 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	537		
32	1371	ろうあ児(知的)7	(7)定員51人以上60人以下				539		
32	1372	ろうあ児(知的)7地公体		539 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	520		
32	1381	ろうあ児(知的)8	(8)定員61人以上70人以下				521		
32	1382	ろうあ児(知的)8地公体		521 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	503		
32	1391	ろうあ児(知的)9	(9)定員71人以上80人以下				503		
32	1392	ろうあ児(知的)9地公体		503 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	485		
32	1401	ろうあ児(知的)10	(10)定員81人以上90人以下				485		
32	1402	ろうあ児(知的)10地公体		485 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	468		
32	1411	ろうあ児(知的)11	(11)定員91人以上				466		
32	1412	ろうあ児(知的)11地公体		466 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	450		



サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
32	5400	ろうあ児心理担当職員配置加算1	心理担当職員配置加算	指定ろう あ児施設 の場合	イ 定員5人	102 単位加算	1日につき	
32	5401	ろうあ児心理担当職員配置加算2			ロ 定員6人以上9人以下	102 単位加算		102
32	5402	ろうあ児心理担当職員配置加算3			ハ 定員10人	102 単位加算		102
32	5403	ろうあ児心理担当職員配置加算4			ニ 定員11人以上15人以下	51 単位加算		51
32	5404	ろうあ児心理担当職員配置加算5			ホ 定員16人以上20人以下	51 単位加算		51
32	5405	ろうあ児心理担当職員配置加算6			ヘ 定員21人以上25人以下	34 単位加算		34
32	5406	ろうあ児心理担当職員配置加算7			ト 定員26人以上30人以下	34 単位加算		34
32	5407	ろうあ児心理担当職員配置加算8			チ 定員31人以上40人以下	26 単位加算		26
32	5408	ろうあ児心理担当職員配置加算9			リ 定員41人以上50人以下	20 単位加算		20
32	5409	ろうあ児心理担当職員配置加算10			ヌ 定員51人以上60人以下	17 単位加算		17
32	5410	ろうあ児心理担当職員配置加算11			ル 定員61人以上70人以下	15 単位加算		15
32	5411	ろうあ児心理担当職員配置加算12			ヲ 定員71人以上80人以下	13 単位加算		13
32	5412	ろうあ児心理担当職員配置加算13			ワ 定員81人以上90人以下	11 単位加算		11
32	5413	ろうあ児心理担当職員配置加算14			カ 定員91人以上	10 単位加算		10
32	5414	ろうあ児心理担当職員配置加算15			知的障害 児が利用 する場合	イ 定員5人以上9人以下		102 単位加算
32	5415	ろうあ児心理担当職員配置加算16		ロ 定員10人		102 単位加算		102
32	5416	ろうあ児心理担当職員配置加算17		ハ 定員11人以上20人以下		51 単位加算		51
32	5417	ろうあ児心理担当職員配置加算18		ニ 定員21人以上30人以下		34 単位加算		34
32	5418	ろうあ児心理担当職員配置加算19		ホ 定員31人以上40人以下		26 単位加算		26
32	5419	ろうあ児心理担当職員配置加算20		ヘ 定員41人以上50人以下		20 単位加算		20
32	5420	ろうあ児心理担当職員配置加算21		ト 定員51人以上60人以下		17 単位加算		17
32	5421	ろうあ児心理担当職員配置加算22		チ 定員61人以上70人以下		15 単位加算		15
32	5422	ろうあ児心理担当職員配置加算23		リ 定員71人以上80人以下		13 単位加算		13
32	5423	ろうあ児心理担当職員配置加算24		ヌ 定員81人以上90人以下		11 単位加算		11
32	5424	ろうあ児心理担当職員配置加算25		ル 定員91人以上	10 単位加算	10		
32	5440	ろうあ児看護師配置加算1	看護師配置加算	指定ろう あ児施設 の場合	イ 定員5人	141 単位加算	1日につき	
32	5441	ろうあ児看護師配置加算2			ロ 定員6人以上9人以下	141 単位加算		141
32	5442	ろうあ児看護師配置加算3			ハ 定員10人	141 単位加算		141
32	5443	ろうあ児看護師配置加算4			ニ 定員11人以上15人以下	70 単位加算		70
32	5444	ろうあ児看護師配置加算5			ホ 定員16人以上20人以下	70 単位加算		70
32	5445	ろうあ児看護師配置加算6			ヘ 定員21人以上25人以下	47 単位加算		47
32	5446	ろうあ児看護師配置加算7			ト 定員26人以上30人以下	47 単位加算		47
32	5447	ろうあ児看護師配置加算8			チ 定員31人以上40人以下	38 単位加算		38
32	5448	ろうあ児看護師配置加算9			リ 定員41人以上50人以下	28 単位加算		28
32	5449	ろうあ児看護師配置加算10			ヌ 定員51人以上60人以下	25 単位加算		25
32	5450	ろうあ児看護師配置加算11			ル 定員61人以上70人以下	23 単位加算		23
32	5451	ろうあ児看護師配置加算12			ヲ 定員71人以上80人以下	20 単位加算		20
32	5452	ろうあ児看護師配置加算13			ワ 定員81人以上90人以下	17 単位加算		17
32	5453	ろうあ児看護師配置加算14			カ 定員91人以上	14 単位加算		14
32	5454	ろうあ児看護師配置加算15			知的障害 児が利用 する場合	イ 定員5人以上9人以下		141 単位加算
32	5455	ろうあ児看護師配置加算16		ロ 定員10人		141 単位加算		141
32	5456	ろうあ児看護師配置加算17		ハ 定員11人以上20人以下		70 単位加算		70
32	5457	ろうあ児看護師配置加算18		ニ 定員21人以上30人以下		47 単位加算		47
32	5458	ろうあ児看護師配置加算19		ホ 定員31人以上40人以下		38 単位加算		38
32	5459	ろうあ児看護師配置加算20		ヘ 定員41人以上50人以下		28 単位加算		28
32	5460	ろうあ児看護師配置加算21		ト 定員51人以上60人以下		25 単位加算		25
32	5461	ろうあ児看護師配置加算22		チ 定員61人以上70人以下		23 単位加算		23
32	5462	ろうあ児看護師配置加算23		リ 定員71人以上80人以下		20 単位加算		20
32	5463	ろうあ児看護師配置加算24		ヌ 定員81人以上90人以下		17 単位加算		17
32	5464	ろうあ児看護師配置加算25		ル 定員91人以上	14 単位加算	14		

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位						
種類	項目											
32	5380	ろうあ児入院外泊時加算1	入院・外泊時加算 (3月に限り、1月に 12日を限度として 所定単位数に代え て算定)	イ 8日目まで (1)定員60人以下 320 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	320	1日につき					
32	5381	ろうあ児入院外泊時加算2						(2)定員61人以上90人以下 288 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	288		
32	5382	ろうあ児入院外泊時加算3									(3)定員91人以上 252 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%
32	5383	ろうあ児入院外泊時加算4		ロ 9日目から12日目まで (1)定員60人以下 160 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	160						
32	5384	ろうあ児入院外泊時加算5						(2)定員61人以上90人以下 144 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	144		
32	5385	ろうあ児入院外泊時加算6									(3)定員91人以上 126 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%
32	5386	ろうあ児入院外泊時加算7		イ 12日を超える入院期間が4日未満 561 単位加算		561						
32	5387	ろうあ児入院外泊時加算8						ロ 12日を超える入院期間が4日以上 1,122 単位加算		1,122		
32	5388	ろうあ児入院外泊時加算9		長期入院等支援加算 (3月に限り、入 院等の期間が12 日を超える場合に 所定単位数に代え て算定)	(1)定員60人以下 160 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%					160	
32	5389	ろうあ児入院外泊時加算10						(2)定員61人以上90人以下 144 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	144		
32	5390	ろうあ児入院外泊時加算11		(3)定員91人以上 126 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	126						
32	5391	ろうあ児入院外泊時加算12						福祉専門職員配置等加算			7 単位加算	7
32	5340	ろうあ児入院時特別支援加算1	福祉専門職員配置等加算			4 単位加算	4					
32	5341	ろうあ児入院時特別支援加算2	地域移行加算			500 単位加算	500					
32	5392	ろうあ児長期入院等支援加算1	12日を超える場合 (1)定員60人以下 160 単位	(1)定員60人以下 27 単位加算	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	27	1日につき					
32	5393	ろうあ児長期入院等支援加算2						(2)定員61人以上90人以下 144 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	144		
32	5394	ろうあ児長期入院等支援加算3									(3)定員91人以上 126 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%
32	5395	ろうあ児長期入院等支援加算4						福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)				
32	5396	ろうあ児長期入院等支援加算5						福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)			4 単位加算	4
32	5397	ろうあ児長期入院等支援加算6						地域移行加算			500 単位加算	500
32	5490	ろうあ児福祉専門職員配置等加算Ⅰ	栄養士配置加算			10 単位加算	10					
32	5491	ろうあ児福祉専門職員配置等加算Ⅱ	事業運営安定化(9割保障)			単位加算						
32	5480	ろうあ児地域移行加算	地域移行加算			500 単位加算	500					
32	5136	ろうあ児栄養士配置加算Ⅰ 1	(1)栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下		27	1日につき					
32	5130	ろうあ児栄養士配置加算Ⅰ 2		(2)定員41人以上50人以下		22						
32	5131	ろうあ児栄養士配置加算Ⅰ 3		(3)定員51人以上60人以下		18						
32	5132	ろうあ児栄養士配置加算Ⅰ 4		(4)定員61人以上70人以下		15						
32	5133	ろうあ児栄養士配置加算Ⅰ 5		(5)定員71人以上80人以下		13						
32	5134	ろうあ児栄養士配置加算Ⅰ 6		(6)定員81人以上90人以下		12						
32	5135	ろうあ児栄養士配置加算Ⅰ 7		(7)定員91人以上		11						
32	5206	ろうあ児栄養士配置加算Ⅱ 1	(2)栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下		15	1日につき					
32	5200	ろうあ児栄養士配置加算Ⅱ 2		(2)定員41人以上50人以下		12						
32	5201	ろうあ児栄養士配置加算Ⅱ 3		(3)定員51人以上60人以下		10						
32	5202	ろうあ児栄養士配置加算Ⅱ 4		(4)定員61人以上70人以下		8						
32	5203	ろうあ児栄養士配置加算Ⅱ 5		(5)定員71人以上80人以下		7						
32	5204	ろうあ児栄養士配置加算Ⅱ 6		(6)定員81人以上		6						
32	5205	ろうあ児栄養士配置加算Ⅱ 7		(7)定員91人以上		6						
32	5485	ろうあ児栄養マネジメント加算	栄養マネジメント加算			10 単位加算	10					
32	9990	ろうあ児事業運営安定化	事業運営安定化(9割保障)			単位加算						

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
32	8111	ろうあ児1併設・定超	ロ 指定ろ うあ児施 設の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 546 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	382	1日につき
32	8112	ろうあ児1併設・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設 614 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	369		
32	8113	ろうあ児1単独・定超						430	
32	8114	ろうあ児1単独・地公体・定超						415	
32	8121	ろうあ児2併設・定超		(2)定員 6人以上 9人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 454 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	318	利用定員 の数が 利用定員 を超える 場合
32	8122	ろうあ児2併設・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設 614 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	307		
32	8123	ろうあ児2単独・定超						430	
32	8124	ろうあ児2単独・地公体・定超						415	
32	8131	ろうあ児3併設・定超		(3)定員10人	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 454 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	318	× 70%
32	8132	ろうあ児3併設・地公体・定超		(二)当該施設が主たる施設 1,252 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	307		
32	8133	ろうあ児3単独・定超						876	
32	8134	ろうあ児3単独・地公体・定超						846	
32	8135	ろうあ児3単独・定超						430	
32	8136	ろうあ児3単独・地公体・定超						415	
32	8141	ろうあ児4併設・定超		(4)定員 11人以上 15人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 391 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	274	
32	8142	ろうあ児4併設・地公体・定超						264	
32	8143	ろうあ児4単独・定超						655	
32	8144	ろうあ児4単独・地公体・定超						631	
32	8145	ろうあ児4単独・定超						430	
32	8146	ろうあ児4単独・地公体・定超						415	
32	8151	ろうあ児5併設・定超		(5)定員 16人以上 20人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 378 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	265	
32	8152	ろうあ児5併設・地公体・定超						256	
32	8153	ろうあ児5単独・定超						551	
32	8154	ろうあ児5単独・地公体・定超						531	
32	8155	ろうあ児5単独・定超						430	
32	8156	ろうあ児5単独・地公体・定超						415	
32	8161	ろうあ児6併設・定超		(6)定員 21人以上 25人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 360 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	252	
32	8162	ろうあ児6併設・地公体・定超						243	
32	8163	ろうあ児6単独・定超						481	
32	8164	ろうあ児6単独・地公体・定超						464	
32	8165	ろうあ児6単独・定超						430	
32	8166	ろうあ児6単独・地公体・定超						415	
32	8171	ろうあ児7併設・定超		(7)定員 26人以上 30人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 348 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	244	
32	8172	ろうあ児7併設・地公体・定超						235	
32	8173	ろうあ児7単独・定超						430	
32	8174	ろうあ児7単独・地公体・定超						415	
32	8175	ろうあ児7単独・定超						430	
32	8176	ろうあ児7単独・地公体・定超						415	
32	8181	ろうあ児8併設・定超		(8)定員 31人以上 40人以下	(一)当該施設が主たる施設 552 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	386	
32	8182	ろうあ児8併設・地公体・定超						373	
32	8183	ろうあ児8単独・定超						386	
32	8184	ろうあ児8単独・地公体・定超						373	
32	8191	ろうあ児9併設・定超		(9)定員 41人以上 50人以下	(一)当該施設が主たる施設 489 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	342	
32	8192	ろうあ児9併設・地公体・定超						330	
32	8193	ろうあ児9単独・定超						342	
32	8194	ろうあ児9単独・地公体・定超						330	
32	8201	ろうあ児10併設・定超		(10)定員 51人以上 60人以下	(一)当該施設が主たる施設 475 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	333	
32	8202	ろうあ児10併設・地公体・定超						321	
32	8203	ろうあ児10単独・定超						333	
32	8204	ろうあ児10単独・地公体・定超						321	
32	8211	ろうあ児11併設・定超		(11)定員 61人以上 70人以下	(一)当該施設が主たる施設 461 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	323	
32	8212	ろうあ児11併設・地公体・定超						312	
32	8213	ろうあ児11単独・定超						323	
32	8214	ろうあ児11単独・地公体・定超						312	
32	8221	ろうあ児12併設・定超		(12)定員 71人以上 80人以下	(一)当該施設が主たる施設 446 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	312	
32	8222	ろうあ児12併設・地公体・定超						301	
32	8223	ろうあ児12単独・定超						312	
32	8224	ろうあ児12単独・地公体・定超						301	
32	8231	ろうあ児13併設・定超		(13)定員 81人以上 90人以下	(一)当該施設が主たる施設 431 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	302	
32	8232	ろうあ児13併設・地公体・定超						291	
32	8233	ろうあ児13単独・定超						302	
32	8234	ろうあ児13単独・地公体・定超						291	
32	8241	ろうあ児14併設・定超		(14)定員 91人以上	(一)当該施設が主たる施設 416 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	291	
32	8242	ろうあ児14併設・地公体・定超						281	
32	8243	ろうあ児14単独・定超						291	
32	8244	ろうあ児14単独・地公体・定超						281	
32	8311	知的障害 児が利用 する場合	知的障害 児が利用 する場合	(1)定員 5人以上 9人以下	(一)当該施設が主たる施設 452 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	316	
32	8312	知的障害 児が利用 する場合		(二)当該施設が単独施設 679 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	305		
32	8313	知的障害 児が利用 する場合						475	
32	8314	知的障害 児が利用 する場合						459	
32	8321	知的障害 児が利用 する場合		(2)定員 10人	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 452 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	316	
32	8322	知的障害 児が利用 する場合						305	
32	8323	知的障害 児が利用 する場合						889	
32	8324	知的障害 児が利用 する場合						858	
32	8325	知的障害 児が利用 する場合						475	
32	8326	知的障害 児が利用 する場合						459	
32	8331	知的障害 児が利用 する場合		(3)定員 11人以上 20人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 455 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	319	
32	8332	知的障害 児が利用 する場合						307	
32	8333	知的障害 児が利用 する場合						603	
32	8334	知的障害 児が利用 する場合						582	
32	8335	知的障害 児が利用 する場合						475	
32	8336	知的障害 児が利用 する場合						459	
32	8341	知的障害 児が利用 する場合		(4)定員21人以上30人以下	679 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	475	
32	8342	知的障害 児が利用 する場合						459	
32	8351	知的障害 児が利用 する場合		(5)定員31人以上40人以下	618 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	433	
32	8352	知的障害 児が利用 する場合						417	
32	8361	知的障害 児が利用 する場合		(6)定員41人以上50人以下	556 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	389	
32	8362	知的障害 児が利用 する場合						376	
32	8371	知的障害 児が利用 する場合		(7)定員51人以上60人以下	539 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	377	
32	8372	知的障害 児が利用 する場合						364	
32	8381	知的障害 児が利用 する場合		(8)定員61人以上70人以下	521 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	365	
32	8382	知的障害 児が利用 する場合						352	
32	8391	知的障害 児が利用 する場合		(9)定員71人以上80人以下	503 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	352	
32	8392	知的障害 児が利用 する場合						340	
32	8401	知的障害 児が利用 する場合		(10)定員81人以上90人以下	485 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	340	
32	8402	知的障害 児が利用 する場合						328	
32	8411	知的障害 児が利用 する場合		(11)定員91人以上	466 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	326	
32	8412	知的障害 児が利用 する場合						315	

7 難聴幼児通園施設給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
33	1141 難聴幼児1	難聴幼児の場合	(一)定員20人		1,216	1日につき	
33	1142 難聴幼児1・地公体		1216 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	× 96.5%		1,173
33	1111 難聴幼児2		(二)定員21人以上30人以下				1,070
33	1112 難聴幼児2・地公体		1,070 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	× 96.5%		1,033
33	1121 難聴幼児3	難聴幼児の場合	(三)定員31人以上40人以下		984	1日につき	
33	1122 難聴幼児3・地公体		984 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	× 96.5%		950
33	1131 難聴幼児4		(四)定員41人以上				897
33	1132 難聴幼児4・地公体		897 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	× 96.5%		866
33	1211 難聴幼児5	知的障害児の場合	(一)定員30人以下		696	1日につき	
33	1212 難聴幼児5・地公体		696 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	× 96.5%		672
33	1221 難聴幼児6		(二)定員31人以上40人以下				637
33	1222 難聴幼児6・地公体		637 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	× 96.5%		615
33	1231 難聴幼児7		(三)定員41人以上50人以下				578
33	1232 難聴幼児7・地公体		578 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	× 96.5%		558
33	1241 難聴幼児8		(四)定員51人以上60人以下				521
33	1242 難聴幼児8・地公体		521 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	× 96.5%		503
33	1251 難聴幼児9		(五)定員61人以上70人以下				500
33	1252 難聴幼児9・地公体		500 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	× 96.5%		483
33	1261 難聴幼児10		(六)定員71人以上80人以下				480
33	1262 難聴幼児10・地公体		480 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	× 96.5%		463
33	1271 難聴幼児11		(七)定員81人以上				458
33	1272 難聴幼児11・地公体		458 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	× 96.5%		442
33	1311 難聴幼児12	肢体不自由児の場合	(一)定員30人以下		696	1日につき	
33	1312 難聴幼児12・地公体		696 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	× 96.5%		672
33	1321 難聴幼児13		(二)定員31人以上40人以下				637
33	1322 難聴幼児13・地公体		637 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	× 96.5%		615
33	1331 難聴幼児14		(三)定員41人以上50人以下				578
33	1332 難聴幼児14・地公体		578 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	× 96.5%		558
33	1341 難聴幼児15		(四)定員51人以上60人以下				521
33	1342 難聴幼児15・地公体		521 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	× 96.5%		503
33	1351 難聴幼児16		(五)定員61人以上70人以下				500
33	1352 難聴幼児16・地公体		500 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	× 96.5%		483
33	1361 難聴幼児17		(六)定員71人以上80人以下				480
33	1362 難聴幼児17・地公体		480 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	× 96.5%		463
33	1371 難聴幼児18		(七)定員81人以上				458
33	1372 難聴幼児18・地公体		458 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	× 96.5%		442
33	5300 難聴幼児幼児加算	幼児加算	(知的障害児及び肢体不自由児の場合のみ対象)	277 単位加算	277		
33	5500 難聴幼児人工内耳装用児支援加算1	人工内耳装用児支援加算	難聴幼児の場合	(1)定員20人	608 単位加算	608	
33	5501 難聴幼児人工内耳装用児支援加算2			(2)定員21人以上30人以下	535 単位加算	535	
33	5502 難聴幼児人工内耳装用児支援加算3			(3)定員31人以上40人以下	492 単位加算	492	
33	5503 難聴幼児人工内耳装用児支援加算4			(4)定員41人以上	449 単位加算	449	
33	5350 難聴幼児家庭連携加算1	家庭連携加算	(1)1時間未満	187 単位加算	187	月4回限度	
33	5351 難聴幼児家庭連携加算2		(2)1時間以上	280 単位加算	280		
33	5360 難聴幼児訪問支援特別加算1	訪問支援特別加算	(1)1時間未満	187 単位加算	187	月2回限度	
33	5361 難聴幼児訪問支援特別加算2		(2)1時間以上	280 単位加算	280		
33	5310 難聴幼児食事提供加算 I	食事提供加算	イ 食事提供加算 (I)	42 単位加算	42	1日につき	
33	5311 難聴幼児食事提供加算 II		ロ 食事提供加算 (II)	58 単位加算	58		
33	5370 難聴幼児利用者負担上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算		150 単位加算	150	月1回限度	
33	5490 難聴幼児福祉専門職員配置等加算 I	福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算 (I)	10 単位加算	10	1日につき	
33	5491 難聴幼児福祉専門職員配置等加算 II		福祉専門職員配置等加算 (II)	6 単位加算	6		
33	5135 難聴幼児栄養士配置加算 I 1	栄養士配置加算	(1)栄養士配置加算 (I)	(1)定員40人以下	37 単位加算	37	
33	5130 難聴幼児栄養士配置加算 I 2			(2)定員41人以上50人以下	30 単位加算	30	
33	5131 難聴幼児栄養士配置加算 I 3			(3)定員51人以上60人以下	25 単位加算	25	
33	5132 難聴幼児栄養士配置加算 I 4			(4)定員61人以上70人以下	21 単位加算	21	
33	5133 難聴幼児栄養士配置加算 I 5			(5)定員71人以上80人以下	19 単位加算	19	
33	5134 難聴幼児栄養士配置加算 I 6			(6)定員81人以上	16 単位加算	16	
33	5205 難聴幼児栄養士配置加算 II 1		(2)栄養士配置加算 (II)	(1)定員40人以下	20 単位加算	20	
33	5200 難聴幼児栄養士配置加算 II 2			(2)定員41人以上50人以下	16 単位加算	16	
33	5201 難聴幼児栄養士配置加算 II 3			(3)定員51人以上60人以下	13 単位加算	13	
33	5202 難聴幼児栄養士配置加算 II 4			(4)定員61人以上70人以下	11 単位加算	11	
33	5203 難聴幼児栄養士配置加算 II 5			(5)定員71人以上80人以下	10 単位加算	10	
33	5204 難聴幼児栄養士配置加算 II 6			(6)定員81人以上	9 単位加算	9	
33	5495 難聴幼児欠席時対応加算	欠席時対応加算		94 単位加算	94	月4回限度	
33	9990 難聴幼児事業運営安定化	事業運営安定化(9割保障)		単位加算		1日につき	

(定員超過)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
33 8141	難聴幼児1・定超	難聴幼児の場合	(一)定員20人		利用定員 の数が利 用定員を 超える場 合 × 70%	851
33 8142	難聴幼児1・地公体・定超		1216 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		821
33 8111	難聴幼児2・定超		(二)定員21人以上30人以下			749
33 8112	難聴幼児2・地公体・定超		1,070 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		723
33 8121	難聴幼児3・定超	難聴幼児の場合	(三)定員31人以上40人以下		× 70%	689
33 8122	難聴幼児3・地公体・定超		984 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		665
33 8131	難聴幼児4・定超		(四)定員41人以上			628
33 8132	難聴幼児4・地公体・定超		897 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		606
33 8211	難聴幼児5・定超	知的障害児の場合	(一)定員30人以下			487
33 8212	難聴幼児5・地公体・定超		696 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		470
33 8221	難聴幼児6・定超		(二)定員31人以上40人以下			446
33 8222	難聴幼児6・地公体・定超		637 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		431
33 8231	難聴幼児7・定超		(三)定員41人以上50人以下			405
33 8232	難聴幼児7・地公体・定超		578 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		391
33 8241	難聴幼児8・定超		(四)定員51人以上60人以下			365
33 8242	難聴幼児8・地公体・定超		521 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		352
33 8251	難聴幼児9・定超		(五)定員61人以上70人以下			350
33 8252	難聴幼児9・地公体・定超		500 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		338
33 8261	難聴幼児10・定超		(六)定員71人以上80人以下			336
33 8262	難聴幼児10・地公体・定超		480 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		324
33 8271	難聴幼児11・定超		(七)定員81人以上			321
33 8272	難聴幼児11・地公体・定超		458 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		309
33 8311	難聴幼児12・定超	肢体不自由児の場合	(一)定員30人以下			487
33 8312	難聴幼児12・地公体・定超		696 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		470
33 8321	難聴幼児13・定超		(二)定員31人以上40人以下			446
33 8322	難聴幼児13・地公体・定超		637 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		431
33 8331	難聴幼児14・定超		(三)定員41人以上50人以下			405
33 8332	難聴幼児14・地公体・定超		578 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		391
33 8341	難聴幼児15・定超		(四)定員51人以上60人以下			365
33 8342	難聴幼児15・地公体・定超		521 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		352
33 8351	難聴幼児16・定超		(五)定員61人以上70人以下			350
33 8352	難聴幼児16・地公体・定超		500 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		338
33 8361	難聴幼児17・定超		(六)定員71人以上80人以下			336
33 8362	難聴幼児17・地公体・定超		480 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		324
33 8371	難聴幼児18・定超		(七)定員81人以上			321
33 8372	難聴幼児18・地公体・定超		458 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		309

8 肢体不自由児施設(入所)給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
41	1111	肢体入所	イ 指定肢体不自由児施設(入所)の場合		148	1日につき
41	1112	肢体入所・地公体	148 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	143
41	5330	肢体入所乳幼児加算	乳幼児加算		70 単位加算	70
41	5320	肢体入所重度肢体不自由児支援加算	重度肢体不自由児支援加算		198 単位加算	198
41	5110	肢体入所重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算	111
41	5490	肢体入所福祉専門職員配置等加算Ⅰ	福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	7 単位加算	7
41	5491	肢体入所福祉専門職員配置等加算Ⅱ		福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	4 単位加算	4
41	5480	肢体入所地域移行加算	地域移行加算(入所中1回、退所後1回を限度)		500 単位加算	500
41	9990	肢体入所事業運営安定化	事業運営安定化(9割保障)		単位加算	1日につき

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
41	8111	肢体入所・定超	イ 指定肢体不自由児施設(入所)の場合		104	1日につき
41	8112	肢体入所・地公体・定超	148 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5% 超える場合 × 70%	100



9 肢体不自由児施設(通所)給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
42	1111 肢体通所1	肢体不自由児の場合		332	1日につき
42	1112 肢体通所1・地公体	332 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	320
42	1211 肢体通所2	知的障害児の場合			
42	1212 肢体通所2・地公体	(1)定員30人以下			696
42	1221 肢体通所3	696 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	672
42	1222 肢体通所3・地公体	(2)定員31人以上40人以下			637
42	1231 肢体通所4	637 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	615
42	1232 肢体通所4・地公体	(3)定員41人以上50人以下			578
42	1241 肢体通所5	578 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	558
42	1242 肢体通所5・地公体	(4)定員51人以上60人以下			521
42	1251 肢体通所6	521 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	503
42	1252 肢体通所6・地公体	(5)定員61人以上70人以下			500
42	1261 肢体通所7	500 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	483
42	1262 肢体通所7・地公体	(6)定員71人以上80人以下			480
42	1271 肢体通所8	480 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	463
42	1272 肢体通所8・地公体	(7)定員81人以上			458
42	1341 肢体通所9	458 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	442
42	1342 肢体通所9・地公体	難聴幼児の場合			
42	1311 肢体通所10	(1)定員20人			1,216
42	1312 肢体通所10・地公体	1216 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	1,173
42	1321 肢体通所11	(2)定員21人以上30人以下			1,070
42	1322 肢体通所11・地公体	1,070 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	1,033
42	1331 肢体通所12	(3)定員31人以上40人以下			984
42	1332 肢体通所12・地公体	984 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	950
42	5300 肢体通所幼児加算	幼児加算 (知的障害児の場合のみ対象)		277 単位加算	277
42	5350 肢体通所家庭連携加算1	家庭連携加算			
42	5351 肢体通所家庭連携加算2	(1)1時間未満		187 単位加算	187
42	5360 肢体通所訪問支援特別加算1	(2)1時間以上		280 単位加算	280
42	5361 肢体通所訪問支援特別加算2	訪問支援特別加算			
42	5310 肢体通所食事提供加算 I	(1)1時間未満		187 単位加算	187
42	5311 肢体通所食事提供加算 II	(2)1時間以上		280 単位加算	280
42	5370 肢体通所利用者負担上限額管理加算	食事提供加算			
42	5490 肢体通所福祉専門職員配置等加算 I	イ 食事提供加算 (I)		42 単位加算	42
42	5491 肢体通所福祉専門職員配置等加算 II	ロ 食事提供加算 (II)		58 単位加算	58
42	5495 肢体通所欠席時対応加算	利用者負担上限額管理加算		150 単位加算	150
42	9990 肢体通所事業運営安定化	福祉専門職員配置等加算 (I)		10 単位加算	10
		福祉専門職員配置等加算 (II)		6 単位加算	6
		欠席時対応加算		94 単位加算	94
		事業運営安定化(9割保障)		単位加算	1日につき

(定員超過)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
42	8111 肢体通所1・定超	肢体不自由児の場合			
42	8112 肢体通所1・地公体・定超	332 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	224
42	8211 肢体通所2・定超	知的障害児の場合			
42	8212 肢体通所2・地公体・定超	(1)定員30人以下			487
42	8221 肢体通所3・定超	696 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	470
42	8222 肢体通所3・地公体・定超	(2)定員31人以上40人以下			446
42	8231 肢体通所4・定超	637 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	431
42	8232 肢体通所4・地公体・定超	(3)定員41人以上50人以下			405
42	8241 肢体通所5・定超	578 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	391
42	8242 肢体通所5・地公体・定超	(4)定員51人以上60人以下			365
42	8251 肢体通所6・定超	521 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	352
42	8252 肢体通所6・地公体・定超	(5)定員61人以上70人以下			350
42	8261 肢体通所7・定超	500 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	338
42	8262 肢体通所7・地公体・定超	(6)定員71人以上80人以下			336
42	8271 肢体通所8・定超	480 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	324
42	8272 肢体通所8・地公体・定超	(7)定員81人以上			321
42	8341 肢体通所9・定超	458 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	309
42	8342 肢体通所9・地公体・定超	難聴幼児の場合			
42	8311 肢体通所10・定超	(1)定員20人			851
42	8312 肢体通所10・地公体・定超	1216 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	821
42	8321 肢体通所11・定超	(2)定員21人以上30人以下			749
42	8322 肢体通所11・地公体・定超	1,070 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	723
42	8331 肢体通所12・定超	(2)定員31人以上40人以下			689
42	8332 肢体通所12・地公体・定超	984 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	665
42	8333 肢体通所12・地公体・定超	(3)定員41人以上			628
42	8332 肢体通所12・地公体・定超	897 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	606

10 肢体不自由児療護施設給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
43	1111 肢体療護1	ハ 指定 肢体不自由児療護 施設の場合	(1)定員50人以下		711	1日につき		
43	1112 肢体療護1・地公体		711 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%		686	
43	1121 肢体療護2		702 単位	(2)定員51人以上60人以下			702	
43	1122 肢体療護2・地公体			地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%		677	
43	1131 肢体療護3		690 単位	(3)定員61人以上70人以下			690	
43	1132 肢体療護3・地公体			地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%		666	
43	1141 肢体療護4		677 単位	(4)定員71人以上			677	
43	1142 肢体療護4・地公体			地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%		653	
43	5320 肢体療護重度肢体不自由児支援加算	重度肢体不自由児支援加算		198 単位加算	198			
43	5110 肢体療護重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算	111			
43	5400 肢体療護心理担当職員配置加算1	心理担当職員配置加算		(1)定員50人以下	20 単位加算	20		
43	5401 肢体療護心理担当職員配置加算2			(2)定員51人以上60人以下	17 単位加算	17		
43	5402 肢体療護心理担当職員配置加算3			(3)定員61人以上70人以下	15 単位加算	15		
43	5403 肢体療護心理担当職員配置加算4			(4)定員71人以上	13 単位加算	13		
43	5380 肢体療護入院外泊時加算1	入院・外 泊時加算 (3月に 限り、1 月に12 日を限度 として所 定単位数 に代えて 算定)	イ 8日目まで	(1)定員60人以下		320	月1回限度	
43	5381 肢体療護入院外泊時加算2			320 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%		309
43	5382 肢体療護入院外泊時加算3			288 単位	(2)定員61人以上90人以下			288
43	5383 肢体療護入院外泊時加算4				地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%		278
43	5384 肢体療護入院外泊時加算5				(3)定員91人以上			252
43	5385 肢体療護入院外泊時加算6			ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下			252
43	5386 肢体療護入院外泊時加算7		160 単位		地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%		160
43	5387 肢体療護入院外泊時加算8		144 単位		(2)定員61人以上90人以下			144
43	5388 肢体療護入院外泊時加算9				地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%		139
43	5389 肢体療護入院外泊時加算10				(3)定員91人以上			126
43	5390 肢体療護入院外泊時加算11		126 単位					126
43	5391 肢体療護入院外泊時加算12			地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	122		
43	5340 肢体療護入院時特別支援加算1	入院時特別支援加算		イ 12日を超える入院期間が4日未満	561 単位加算	561		
43	5341 肢体療護入院時特別支援加算2			ロ 12日を超える入院期間が4日以上	1,122 単位加算	1,122		
43	5392 肢体療護長期入院等支援加算1	長期入院 等支援加 算(3月に 限り、入院 等の期間が 12日を超 える場合に 所定単位数 に代えて算 定)	12日を超える場合	(1)定員60人以下		160	1日につき	
43	5393 肢体療護長期入院等支援加算2			160 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%		154
43	5394 肢体療護長期入院等支援加算3			144 単位	(2)定員61人以上90人以下			144
43	5395 肢体療護長期入院等支援加算4				地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%		139
43	5396 肢体療護長期入院等支援加算5				(3)定員91人以上			126
43	5397 肢体療護長期入院等支援加算6			126 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%		122
43	5490 肢体療護福祉専門職員配置等加算Ⅰ	福祉専門職員配置等加算		福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	7 単位加算	7		
43	5491 肢体療護福祉専門職員配置等加算Ⅱ			福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	4 単位加算	4		
43	5480 肢体療護地域移行加算	地域移行加算			500 単位加算	500		
43	5134 肢体療護栄養士配置加算Ⅰ1	栄養士配 置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下		27 単位加算	1日につき	
43	5130 肢体療護栄養士配置加算Ⅰ2			(2)定員41人以上50人以下		22 単位加算		22
43	5131 肢体療護栄養士配置加算Ⅰ3			(3)定員51人以上60人以下		18 単位加算		18
43	5132 肢体療護栄養士配置加算Ⅰ4			(4)定員61人以上70人以下		15 単位加算		15
43	5133 肢体療護栄養士配置加算Ⅰ5			(5)定員71人以上		13 単位加算		13
43	5204 肢体療護栄養士配置加算Ⅱ1		ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下		15 単位加算		15
43	5200 肢体療護栄養士配置加算Ⅱ2			(2)定員41人以上50人以下		12 単位加算		12
43	5201 肢体療護栄養士配置加算Ⅱ3			(3)定員51人以上60人以下		10 単位加算		10
43	5202 肢体療護栄養士配置加算Ⅱ4			(4)定員61人以上70人以下		8 単位加算		8
43	5203 肢体療護栄養士配置加算Ⅱ5			(5)定員71人以上		7 単位加算		7
43	5485 肢体療護栄養マネジメント加算	栄養マネジメント加算			10 単位加算	10		
43	9990 肢体療護事業運営安定化	事業運営安定化(9割保障)			単位加算			

(定員超過)

種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
			ハ 指定 肢体不自由児療護 施設の場合	(1)定員50人以下 711 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合 × 96.5%	利用定員 の数が利 用定員を 超える場 合 × 70%		
43	8111	肢体療護1・定超		(1)定員50人以下				498
43	8112	肢体療護1・地公体・定超		711 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	480	
43	8121	肢体療護2・定超		(2)定員51人以上60人以下			491	
43	8122	肢体療護2・地公体・定超		702 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	474	
43	8131	肢体療護3・定超		(3)定員61人以上70人以下			483	
43	8132	肢体療護3・地公体・定超		690 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	466	
43	8141	肢体療護4・定超		(4)定員71人以上			474	
43	8142	肢体療護4・地公体・定超		677 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	457	

11 肢体不自由児通園施設給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
44	1111 肢体通園1	肢体不自由児の場合		332	1日につき
44	1112 肢体通園1・地公体	332 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	320
44	1211 肢体通園2	知的障害児の場合			
44	1212 肢体通園2・地公体	(1)定員30人以下 696 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	672
44	1221 肢体通園3	(2)定員31人以上40人以下 637 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	615
44	1222 肢体通園3・地公体				
44	1231 肢体通園4	(3)定員41人以上50人以下 578 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	558
44	1232 肢体通園4・地公体				
44	1241 肢体通園5	(4)定員51人以上60人以下 521 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	503
44	1242 肢体通園5・地公体				
44	1251 肢体通園6	(5)定員61人以上70人以下 500 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	483
44	1252 肢体通園6・地公体				
44	1261 肢体通園7	(6)定員71人以上80人以下 480 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	463
44	1262 肢体通園7・地公体				
44	1271 肢体通園8	(7)定員81人以上 458 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	442
44	1272 肢体通園8・地公体				
44	1341 肢体通園9	難聴幼児の場合			
44	1342 肢体通園9・地公体	(1)定員20人 1216 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	1,173
44	1311 肢体通園10	(2)定員21人以上30人以下 1,070 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	1,033
44	1312 肢体通園10・地公体				
44	1321 肢体通園11	(3)定員31人以上40人以下 984 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	950
44	1322 肢体通園11・地公体				
44	1331 肢体通園12	(4)定員41人以上 897 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	866
44	1332 肢体通園12・地公体				
44	5300 肢体通園幼児加算	幼児加算 (知的障害児の場合のみ対象)		277 単位加算	277
44	5350 肢体通園家庭連携加算1	家庭連携加算		(1)1時間未満 187 単位加算	187
44	5351 肢体通園家庭連携加算2			(2)1時間以上 280 単位加算	280
44	5360 肢体通園訪問支援特別加算1	訪問支援特別加算		(1)1時間未満 187 単位加算	187
44	5361 肢体通園訪問支援特別加算2			(2)1時間以上 280 単位加算	280
44	5310 肢体通園食事提供加算 I	食事提供加算		イ 食事提供加算 (I) 42 単位加算	42
44	5311 肢体通園食事提供加算 II			ロ 食事提供加算 (II) 58 単位加算	58
44	5370 肢体通園利用者負担上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算		150 単位加算	150
44	5490 肢体通園福祉専門職員配置等加算 I	福祉専門職員配置等加算		福祉専門職員配置等加算 (I) 10 単位加算	10
44	5491 肢体通園福祉専門職員配置等加算 II			福祉専門職員配置等加算 (II) 6 単位加算	6
44	5495 肢体通園欠席時対応加算	欠席時対応加算		94 単位加算	94
44	9990 肢体通園事業運営安定化	事業運営安定化(9割保障)		単位加算	1日につき

(定員超過)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
44	8111 肢体通園1・定超	肢体不自由児の場合			
44	8112 肢体通園1・地公体・定超	332 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	224
44	8211 肢体通園2・定超	知的障害児の場合			
44	8212 肢体通園2・地公体・定超	(1)定員30人以下 696 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	470
44	8221 肢体通園3・定超	(2)定員31人以上40人以下 637 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	446
44	8222 肢体通園3・地公体・定超				
44	8231 肢体通園4・定超	(3)定員41人以上50人以下 578 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	405
44	8232 肢体通園4・地公体・定超				
44	8241 肢体通園5・定超	(4)定員51人以上60人以下 521 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	391
44	8242 肢体通園5・地公体・定超				
44	8251 肢体通園6・定超	(5)定員61人以上70人以下 500 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	365
44	8252 肢体通園6・地公体・定超				
44	8261 肢体通園7・定超	(6)定員71人以上80人以下 480 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	352
44	8262 肢体通園7・地公体・定超				
44	8271 肢体通園8・定超	(7)定員81人以上 458 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	350
44	8272 肢体通園8・地公体・定超				
44	8341 肢体通園9・定超	難聴幼児の場合			
44	8342 肢体通園9・地公体・定超	(1)定員20人 1216 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	338
44	8311 肢体通園10・定超	(2)定員21人以上30人以下 1,070 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	336
44	8312 肢体通園10・地公体・定超				
44	8321 肢体通園11・定超	(2)定員31人以上40人以下 984 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	324
44	8322 肢体通園11・地公体・定超				
44	8331 肢体通園12・定超	(3)定員41人以上 897 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	321
44	8332 肢体通園12・地公体・定超				

12 指定医療機関(肢体不自由児)給付サービスコード表

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
45	1111	肢体医療	□ 指定医療機関(肢体不自由児)の場合		123 単位	123
45	5330	肢体医療乳幼児加算	乳幼児加算		70 単位数加算	70
45	5320	肢体医療重度肢体不自由児支援加算	重度肢体不自由児支援加算		198 単位数加算	198
45	5110	肢体医療重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位数加算	111
45	5490	肢体医療福祉専門職員配置等加算 I	福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算( I )	7 単位数加算	7
45	5491	肢体医療福祉専門職員配置等加算 II		福祉専門職員配置等加算( II )	4 単位数加算	4
45	5480	肢体医療地域移行加算	地域移行加算(入所中1回、退所後1回を限度)		500 単位数加算	500

13 重症心身障害児施設給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
51	1111	重心障害児	重症心身障害児施設		874	1日につき
51	1112	重心障害児・地公体	874 単位	地方公共団体が設置する指定重症心身障害児施設の場合	× 96.5%	843
51	5490	重心障害児福祉専門職員配置等加算Ⅰ	福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	7 単位加算	7
51	5491	重心障害児福祉専門職員配置等加算Ⅱ		福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	4 単位加算	4
51	5480	重心障害児地域移行加算	地域移行加算(入所中1回、退所後1回を限度)		500 単位加算	500
51	9990	重心障害児事業運営安定化	事業運営安定化(9割保障)		単位加算	1日につき

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
51	8111	重心障害児・定超	重症心身障害児施設			
51	8112	重心障害児・地公体・定超	874 単位	地方公共団体が設置する指定重症心身障害児施設の場合	× 96.5%	612
				利用定員の数が利用定員を超える場合	× 70%	590

14 指定医療機関(重症心身障害児)給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
52	1111	重症障害児医療	指定医療機関(重症心身障害児)	874 単位	874	1日につき
52	5490	重症障害児医療福祉専門職員配置等加算Ⅰ	福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	7 単位加算	
52	5491	重症障害児医療福祉専門職員配置等加算Ⅱ		福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	4 単位加算	4
52	5480	重症障害児医療地域移行加算	地域移行加算(入所中1回、退所後1回を限度)	500 単位加算	500	1回につき